

### (Ⅲ) 参考資料

- (1) 「教育改革に関する第2次答申」(抜粋)〔昭和61年4月23日臨時教育審議会〕 (197)
- (2) 「大学院制度の弾力化について(答申)」(抜粋)〔昭和63年12月19日大学審議会〕 (198)
- (3) 文部大臣の審議要請(抜粋)〔平成元年3月14日大学審議会総会〕 (199)
- (4) 「学位授与機関の創設について(答申)」〔平成3年2月8日大学審議会〕 (200)
- (5) 学位授与機関の創設調査組織要項〔平成2年6月8日文部大臣裁定〕 (203)
- (6) 学位授与機関創設調査室及び創設調査委員会組織運営要項  
〔平成2年6月8日総合研究大学院大学長裁定〕 (204)
- (7) 「学位授与機構の構想の概要について」〔平成3年2月学位授与機関創設調査委員会〕 (205)
- (8) 「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律及び学位規則の一部を改正する省令の施行について」〔平成3年6月24日文高大第207号〕 (213)
- (9) 「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」  
〔平成3年3月6日衆議院文教委員会, 平成3年3月26日参議院文教委員会〕 (216)
- (10) 「短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科を修了する見込みの者に係る学士の学位授与申請の取扱いについて」〔平成5年5月31日学機構学第53号〕 (217)
- (11) 「短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の修了及び学士の学位の取得が見込まれる者に係る大学院の入学選抜の取扱いについて」〔平成5年5月31日文高大第215号〕 (218)
- (12) 「行政改革委員会規制緩和委員会最終報告書」(抜粋)〔平成9年12月4日行政改革委員会規制緩和委員会〕 (220)
- (13) 「高等教育の一層の改善について(答申)」(抜粋)〔平成9年12月18日大学審議会〕 (221)
- (14) 「21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)」(抜粋)〔平成10年10月26日大学審議会〕 (222)
- (15) 「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(答申)」(抜粋)〔平成12年11月22日大学審議会〕 (223)
- (16) 「短期大学及び高等専門学校の在り方について」総会への審議経過報告(抜粋)  
〔平成12年11月22日大学審議会短期大学及び高等専門学校の在り方に関するワーキンググループ〕 (224)
- (17) 各専攻分野の学位授与申請者数及び授与者数の年次推移 (225)
- (18) 各専攻分野の基礎資格別学位授与者数 (227)
- (19) 各年度における短期大学及び高等専門学校の専攻科認定状況 (228)
- (20) 大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧 (230)
- (21) 大学評価・学位授与機構認定課程(各省庁大学校修了者)及び学位授与者数一覧 (240)
- (22) 新しい学士への途(平成23年度版) (241)
- (23) 機構刊行物一覧 (304)
- (24) 機構ウェブサイト (307)

(1)

「教育改革に関する第2次答申」(抜粋)

昭和61年4月23日  
臨時教育審議会

第2部 教育の活性化とその信頼を高めるための改革

第4章 高等教育の改革と学術研究の振興

第1節 高等教育の個性化・高度化

(2) 高等教育機関の多様化と連携

エ. 生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する。

- ④ 単位累積加算制度とは、1つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格が認定される制度である。加算認定、卒業資格の認定は各大学が行う。また、大学と大学以外の高等教育機関の間での単位互換制度を検討するとともに、その単位の累積による卒業資格を認定したり、大学院を置かない大学や大学以外の高等教育機関における学習や研究を評価して、それらの修了者に学士号を含む学位を授与する道を開くため、学位授与機関の創設について検討する。

(2)

「大学院制度の弾力化について（答申）」（抜粋）

昭和63年12月19日  
大 学 審 議 会

Ⅱ 具体的な方策

三 大学院の教育課程に関する事項

(一) 教育方法，形態

⑤ 大学院教育を中断した者が再度大学院に入学した場合に，大学院において教育上有益と認めるときは，既に修得した単位を当該大学院で修得したものとみなすことが適切である。

⑤ 単位の累積加算

ア 今後，本格的な生涯学習時代を迎え，社会人が大学院に入学，再入学することが増加すると予想される。このため，大学院教育を中断した者が再度大学院に入学した場合に，当該大学院において教育上有益と認めるときは，他の大学院で修得した単位を含め，これまで修得した単位を当該大学院で修得したものとみなすことが適切である。

イ なお，一つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し，修得した単位を累積して加算し，一定の要件を満たした場合に，学位が授与されるいわゆる単位累積加算制度については，学位授与機関の在り方に関する検討や学部段階における単位累積加算制度の検討との関連もあり，今後更に検討する必要がある。

(3)

### 文部大臣の審議要請（抜粋）

平成元年3月14日  
大学審議会総会

大学審議会におかれましては、一昨年10月の「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」という諮問に基づき、種々の角度から精力的にご審議頂いているところでありますが、本日は、私が平素、大学等の充実と改革に関する重要課題と考えておりますことについて申し述べ、委員各位の忌憚のない御意見を承りますとともに、引き続き、これらにつきまして、本審議会において改めて重点的にご審議頂きますよう、お願いする次第であります。

第三は、学位授与機関の創設についてであります。

生涯学習体系への移行、多様な高等教育機関の発展等の観点から、いわゆる単位累積加算制度（複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学士の称号を付与するという制度）を設けるとともに、大学や大学院と実質的に同程度の教育研究が行われている高等教育機関について、その修了者に対し、学士の称号の付与、学位の授与を行い得るようにする必要があると考えております。

このため、イギリスの全国学位授与評議会、いわゆる CNAА のような、大学と同様の権限を有する学位授与機関を我が国にも創設いたしたいと考えておりますので、その具体的な構想について、国際的な通用性にも配慮しつつ、ご検討頂きたいと存じます。

(4)

「学位授与機関の創設について（答申）」

平成3年2月8日  
大学審議会

はじめに

本審議会は、昭和62年10月29日、文部大臣から、「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」諮問を受けて以来、多岐にわたる高等教育改革の課題について調査審議を進めている。

このうち学位授与機関の問題については、大学教育部会（昭和63年9月設置）及び大学院部会（昭和63年3月設置）において、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等の観点から調査研究を行ってきた。この場合、現行制度においては、大学卒業者の称号として位置付けられている学士について、諸外国と同様に学位を位置付けることを前提に検討を行った。また、2度にわたって両部会における審議の概要を総会に報告して公表するとともに、関係者からのヒアリングを行うなど専門的かつ慎重な審議を重ねてきた。

本審議会は、その結果に基づき、さらに総会で審議を行い、このたび、学位授与機関の創設について結論を得たので、逐次答申の要請に応じ、ここに答申を行うものである。

1 学位授与機関の必要性

- ① 今日、生涯を通じての学習活動への関心・意欲はますます高度化、多様化してきており、また、急激な社会の変化と進展に対応し、たえず新たな知識、技術を修得できるような教育システムの形成が求められている。

このような社会的な要請に応えるためには、大学が、科目登録制（特定の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度）やコース登録制（コースとして設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度）などいわゆるパートタイムでの学習機会の提供や、大学以外の高等教育段階の学習の成果を大学の単位として認定すること、さらには、これらの多様な学習の成果の累積による学士の学位の授与を行い得るような、制度の弾力化を図る必要がある。

- ② しかしながら、大学は、当該大学に在籍する学生に対する教育を行い、その成果を評価して学士の学位を授与するものであるから、現に大学に在籍していない者を含めて、個々の大学をこえた複数の大学における学習の成果や、大学以外の高等教育段階における多様な学習の成果を適切に評価し、これに学士の学位を授与し得るようにするためには、個々の大学による学士の学位の授与だけでは自ずから限界がある。
- ③ 一方、学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するものとされている。この考え方は、国際的にも原則として定着しており、かつ、我が国の学位の国際的通用性を考えると、大学による学位授与という原則は、基本的に維持する必要がある。
- ④ したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、様々な履修形態による多様な学習の成果を適切に評価し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、高等教育修了の証明としての学士の学位を授与するという社会的な要請に的確に応えるためには、国公立の大学関係者の参画を得て、大学と同様に自主的な判断により学位を授与する独立の機関として、学位授与機関を創設する必要がある。
- ⑤ また、高等教育段階の教育施設のなかには、大学のほかにも、大学・大学院と同等の水準の教育研究を組織的・体系的に行っている教育施設がある。

これらの教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者で、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者については、その履修の成果が社会的に適切に評価されるようにするため、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与し得るようにすることが要請されている。

- ⑥ しかしながら、これらの教育施設は、大学とは趣旨、目的、使命を異にするものであるから、これらを学位授与権を有する大学として認可することはできない。また、これらの大学以外の教育施設に学位授与権を認めることは、大学による学位授与という原則に照らして適当ではない。

したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、このような要請に添えていく上でも、学位授与機関の創設が必要である。

## 2 学位授与機関の役割

- ① 短期大学・高等専門学校卒業生等一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与

① 複数の高等教育機関で履修し、修得した単位を評価するシステムとしては、短期大学や高等専門学校から大学への編入学、大学・短期大学間の単位互換、再入学時の既修得単位の認定等の制度が設けられているが、これらは、いずれも最終的には、大学の正規の課程の卒業を必要とするものである。

② 今後の生涯学習ニーズの高度化、多様化に対応し、将来的には、単位の累積のみにより、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者について、広く学士の学位を授与する途を開くことも考えられる。しかしながら、このような単位の累積のみによる学士の学位授与のシステムを直ちに導入することについては、累積する単位の内容や学士の学位授与の要件等、なお慎重に検討を要する課題があると考えられる。

このため、当面、現行制度を一步進め、大学等において相当程度まとまった教育を受けた者が、さらに、いわゆるパートタイムでの履修等により、一定の学習を体系的に積み重ね、大学の修了者と同等の水準にあると認められる場合に、学士の学位を授与する途を開くことが適当であると考えられる。

③ したがって、学位授与機関においては、当面、大学に一定期間在学した者や、現行制度上大学への編入学が認められている短期大学卒業生及び高等専門学校卒業生が、そのまとまりのある履修の成果を基礎として、さらに大学の科目登録制又はコース登録制や短期大学の専攻科において一定の単位を体系的に修得し、学位授与機関の定める要件を満たした場合に限って、学士の学位を授与することとすることが適当である。

④ その際、特に短期大学の専攻科における履修の成果の評価に当たっては、全体としての学校体系の整合性を十分考慮しつつ、学位授与機関において適切に評価して学士の学位の授与を行い得る仕組みを整える必要がある。

⑤ また、本審議会では、別途「高等専門学校教育の改善について」答申を行い、高等専門学校に専攻科を設置する途を開くよう提言しているが、そのような制度改正が行われた場合には、高等専門学校の専攻科における履修の成果についても、短期大学の専攻科と同様の取扱いを考慮する必要がある。

⑥ なお、一般的な単位累積加算システム等高等教育レベルの学習成果の評価の在り方については、本審議会において、学位授与機関の展開の状況を考慮しつつ、引き続き検討していくことが必要であるが、学位授与機関においても、その役割にかんがみ、このことに関しての具体的な調査研究機能を果たすことが適当である。

- ② 高等教育段階の学習機会に関する情報の提供

① 学位授与機関が、その活動を通じて収集した高等教育段階の学習機会に関する情報を、広く大学等の高等教育機関や学習者に対して提供し、様々な形態による学習機会へのアクセスとその学習の成果の適切な評価に資することが適当である。

② また、中央教育審議会の「生涯学習の基盤整備について（答申）」（平成2年1月30日）にお

いて、生涯学習に関する情報の提供や、各種の生涯学習施設相互の連携を推進し、人々の生涯学習を支援するため、それぞれの地域の生涯学習の推進のための中心機関となる「生涯学習推進センター」の設置が提言されている。今後、このようなセンターの設置が進めば、学位授与機関が、これらのセンターと連携することにより、その情報提供を効果的に行っていくことを検討することが望まれる。

- ㉓ 大学以外の高等教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者に対する学位授与
- ① 大学以外の教育施設のうち、大学・大学院と同等の水準の教育研究を実施していると認められる一定の要件を備える施設において、組織的・体系的な教育を受け、学位授与機関の定める条件を満たした者に対して、学位授与機関が、これらの者からの申請に基づき、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与することとする。
  - ② このため、学位授与機関は、当該教育施設の課程において大学・大学院と同等の水準の教育研究が実施されているかどうかを審査するとともに、例えば、一定期間ごとに当該課程における教育研究の実施状況を審査したり、当該課程のカリキュラム等を変更するときには改めて審査することとすることなど、学位授与水準を確保するための当該課程に対する審査の仕組みを設けることとする。
  - ③ 審査の対象となる課程については、学位授与機関は、大学による学位授与という原則を維持しつつ、大学以外の教育施設において組織的・体系的な教育を受けた成果を評価して、学位を授与し得る途を開くものであることにかんがみ、次のような条件を満たすものについて、学位授与機関が個別に判断し、認定することが適当である。
    - 1) 当該課程が、専ら国の特定機関の職員を対象とすること等の理由により、学校教育法及び国家行政組織法体系上、大学・大学院の課程としては設置できないものであること。
    - 2) 教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等が大学・大学院の課程と同等と認められるものであること。
    - 3) 学校教育法体系において大学以外の学校の正規の課程として位置付けられているものではないこと。
  - ④ また、学位授与機関が学位授与を行うに当たっては、上記により大学・大学院と同等と認められた課程の修了者について学位授与機関の定める要件を満たすかどうか慎重に審査を行い、特に修士、博士の学位については、当該課程の修了者に対して学位授与機関が論文審査等を行うなど、十分な審査を行う仕組みを設ける必要がある。
  - ⑤ なお、学位授与機関が行う修士、博士の学位の授与については、上記③の課程において体系的・組織的な教育を受けた者だけを対象とするものであり、学位授与機関は論文博士の授与を行わないことが適当である。

### 3 学位授与機関の位置付け等

学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与することが国際的にも原則とされていることから、学位授与機関は、国公立の大学関係者の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づき自律的に学位授与を行う、大学の延長線上の機関として、大学共同利用機関と同様の位置付けを行い、同様の運営の仕組みを設ける必要がある。

また、その組織編制等については、その専門的な任務の遂行及び学位の水準の確保の観点から、主要な専門分野については、所要の専任の教員等を配置するとともに、専門分野ごとに専門委員会を設け、高度の学識を有する国公立大学の教員・研究者等の参加を得て、大学関係者が共同して適切な審査を行い、学位を授与する体制を整えることが必要である。

(5)

### 学位授与機関の創設調査組織要項

平成2年6月8日  
文部大臣裁定

1. 当分の間、総合研究大学院大学（以下「準備大学」という。）に、学位授与機関の創設調査に関する事務を処理するため、創設調査室を置く。
2. 創設調査室に、室長、主幹その他必要な職員を置き、室長は準備大学の長が適当と認める者をもって、主幹は事務職員をもってそれぞれ充てる。
3. 準備大学に学位授与機関の組織編成、施設・設備その他の創設調査に関する重要事項を審議する機関として、創設調査委員会を置く。

創設調査委員会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

4. 創設調査委員会は、準備大学の長が適当と認める者で組織する。
5. 創設調査室の事務室は、文部省内に置く。
6. その他創設調査室及び創設調査委員会の運営等に関する細目については、準備大学の長が定める。

#### 附 則

この要項は、平成2年6月8日から実施する。



(6)

## 学位授与機関創設調査室及び創設調査委員会組織運営要項

平成2年6月8日  
総合研究大学院大学長裁定

(目的)

**第1条** この要項は、学位授与機関の創設調査組織要項（平成2年6月8日文科大臣裁定）第6項の規定に基づき、学位授与機関創設調査室（以下「創設調査室」という。）及び学位授与機関創設調査委員会（以下「創設調査委員会」という。）の円滑な運営を図るため、その組織及び運営に関する細目を定めることを目的とする。

(創設調査室)

**第2条** 創設調査室においては、学位授与機関（以下「機関」という。）の創設調査に関する事務を処理する。

- 2 創設調査室に、室長、主幹その他必要な職員を置く。
- 3 室長は、学長が適当と認める者をもって充て、創設調査に関する事務を総轄する。
- 4 主幹は、事務職員をもって充て、上司の命を受けて事務を処理する。

(創設調査委員会の任務)

**第3条** 創設調査委員会は、機関の創設に関する重要事項を審議する。

- 2 創設調査委員会においては、次に掲げる事項を審議する。
  - 一 機関の組織編成及び運営上の諸問題に関する事項
  - 二 機関の施設・設備に関する事項
  - 三 その他創設調査委員会が必要と認めた事項

(創設調査委員会の組織及び運営)

**第4条** 創設調査委員会は、学識経験者をもって組織する。

**第5条** 創設調査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、創設調査委員会委員（以下「委員」という。）の互選による。
- 3 委員長は、創設調査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

**第6条** 委員は総合研究大学院大学長（以下「学長」という。）が委嘱する。

**第7条** 創設調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ議決をすることができない。

- 2 創設調査委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時には、委員長の決するところによる。
- 3 その他創設調査委員会の運営に関し、必要な事項は、創設調査委員会が定める。

(専門部会)

**第8条** 創設調査委員会は、必要に応じ、特定の事項について審議するため、専門部会を置くことができる。

(専門部会の構成員)

**第9条** 専門部会の構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 委員のうち、学長が委嘱した者
- 二 その他学識経験者のうち、学長が委嘱した者

附 則

- 1 この要項は、平成2年6月8日から実施する。
- 2 室長は、当分の間、非常勤とすることができる。

(7)

## 「学位授与機構の構想の概要について」

平成 3 年 2 月  
学位授与機関創設調査委員会

### 1 学位授与機関の構想

#### (1) 検討の経過

臨時教育審議会は、昭和61年4月、教育改革に関する第二次答申において、高等教育機関の多様化と連携の問題に関して、「生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する」ことを提言した。

大学審議会は、昭和63年12月、「大学院制度の弾力化について」の答申において、「一つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合に、学位が授与されるいわゆる単位累積加算制度については、学位授与機関の在り方に関する検討や学部段階における単位累積加算制度の検討との関連もあり、今後更に検討する必要がある」と述べ、平成元年3月、文部大臣は、大学審議会に対して、学位授与機関の創設について重点的な審議を要請した。

これを受けて、大学審議会は、「現行制度においては、大学卒業者の称号として位置付けられている学士について、諸外国と同様に学位に位置付ける」ことを前提として、大学教育部会及び大学院部会で調査研究に取り組み、両部会は、平成元年7月、平成2年7月の両度にわたって、その審議経過概要の中に、この問題に関する審議の内容を取りまとめ、大学審議会総会に報告するとともに、一般に公表して関係者の意見を徴した。

その結果、平成3年1月8日に「学位授与機関に関する大学教育部会・大学院部会合同報告」が大学審議会総会に提出され、大学審議会は、同年2月8日、「学位授与機関の創設について」答申したところである。

一方、文部省は、上記の臨時教育審議会及び大学審議会での検討の動向を踏まえて、学位授与機関の具体的な構想の調査研究を進めるため、平成2年6月、文部大臣裁定により「学位授与機関の創設調査組織要項」を定め、「学位授与機関創設調査室」及び「学位授与機関創設調査委員会」を置いた。学位授与機関創設調査委員会は、「生涯学習等専門部会」と「課程指定・学位授与専門部会」を設置して、大学審議会における検討経過に基づき、学位授与機関の組織編制、業務内容その他の創設準備に関する重要事項の審議にあたってきた。

#### (2) 学位授与機関の必要性

平成3年2月8日の大学審議会の「学位授与機関の創設について」の答申は、学位授与機関の必要性について、次のように述べている。

① 今日、生涯を通じての学習活動への関心・意欲はますます高度化、多様化してきており、また、急激な社会の変化と進展に対応し、たえず新たな知識、技術を修得できるような教育システムの形成が求められている。

このような社会的な要請に応えるためには、大学が、科目登録制（特定の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度）やコース登録制（コースとして設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度）などいわゆるパートタイムでの学習機会の提供や、大学以外的高等教育段階の学習の成果を大学の単位として認定すること、さらには、これらの多様な学習の成果の累積による学士の学位の授与を行い得るような、制度の弾力化を図る必要

がある。

- ② しかしながら、大学は、当該大学に在籍する学生に対する教育を行い、その成果を評価して学士の学位を授与するものであるから、現に大学に在籍していない者を含めて、個々の大学をこえた複数の大学における学習の成果や大学以外の高等教育段階における多様な学習の成果を適切に評価し、これに学士の学位を授与し得るようにするためには、個々の大学による学士の学位の授与だけでは自ずから限界がある。
- ③ 一方、学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するものとされている。この考え方は、国際的にも原則として定着しており、かつ、我が国の学位の国際的通用性を考えると、大学による学位授与という原則は、基本的に維持する必要がある。
- ④ したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、様々な履修形態による多様な学習の成果を適切に評価し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、高等教育修了の証明としての学士の学位を授与するという社会的な要請に的確に応えるためには、国公立の大学関係者の参画を得て、大学と同様に自主的な判断により学位を授与する独立の機関として、学位授与機関を創設する必要がある。
- ⑤ また、高等教育段階の教育施設の中には、大学のほかにも、大学・大学院と同等の水準の教育研究を組織的・体系的に行っている教育施設がある。  
これらの教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者で、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者については、その履修の成果が社会的に適切に評価されるようにするため、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与し得るようにすることが要請されている。
- ⑥ しかしながら、これらの教育施設は、大学とは趣旨、目的、使命を異にするものであるから、これらを学位授与権を有する大学として認可することはできない。また、これらの大学以外の教育施設に学位授与権を認めることは、大学による学位授与という原則に照らして適当ではない。  
したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、このような要請に応じていく上でも、学位授与機関の創設が必要である。

### (3) 具体的構想－創設の趣旨と目的

本学位授与機関創設調査委員会においては、上記の諸提言を踏まえつつ、その具体的な在り方についての調査研究を行い、大要以下のような結果を取りまとめた。

創設されるべき学位授与機関は、大学に準ずる自律的機関として、国公立大学の協力を得て、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、学位（学士、修士、博士）を授与することを主な目的とする。

この場合、①大学における科目登録制・コース登録制などによるパートタイム履修、高等教育レベルでの単位互換、さらには生涯学習体系の進展に伴う単位累積加算制度の導入とその定着等の高等教育の弾力化に対応する部分と、②各省庁大学校など大学・大学院と同等の組織的・体系的な教育を行う施設で、制度上、大学・大学院の認可を与えられないものの修了者に対する学位の授与の部分とがある。

後者の②については、該当教育施設の選定、課程の認定、履修成果ないし研究結果の審査確認等の要件を満たすことにより実施することが可能である。

しかし、前者の①については、関連する諸制度の整備、高等教育における実態の進展・定着に待たねばならぬ点が多く、本委員会としては、前述の大学審議会の答申の趣旨を踏まえ、当面着手し得る第一の段階として、さしあたり、短期大学・高等専門学校の卒業者等で一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与の方策について取りまとめることとした。

しかしながら、学位授与機関に期待される役割を将来の生涯学習社会において十分に果たしていくためには、学位授与機関において、高等教育レベルの学習成果の評価の在り方について、さらに調査研究を重ね、ことに、大学以外の多様な学習の成果を大学の単位として認定することにかかわ

る基礎的諸問題並びにいわゆる単位累積加算制度の具体案について、検討を進めなくてはならない。

また、高等教育段階の様々な学習機会とその内容・アクセスの方法などについての情報を収集し、広く学習者や高等教育機関に提供することも、この機関の目的を達成する上に不可欠かつ重要な機能であると考えられる。

## 2 設置形態等

### (1) 名称

学位授与機構とする。

### (2) 設置形態

高度の学識を有する国公立大学の教員等の参画を得て、大学関係者が共同して学位の授与等の審査を行うという機関の性格にかんがみ、大学共同利用機関と同様の位置付けの独立した機関（国立）として設置する。

### (3) 所在地

当面、神奈川県横浜市に置く。

### (4) 開設時期

平成3年7月（予定）

## 3 業務

学位授与機構（以下「機構」という。）は、当面、以下の業務を行う。

### (1) 短期大学・高等専門学校の卒業者等で一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与

短期大学・高等専門学校の卒業者や大学に一定期間在学した者等で、大学の科目登録制・コース登録制及び本機構の定める一定の要件を満たす短期大学・高等専門学校の専攻科において所定の単位を修得し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者に対し、学士の学位を授与する。

なお、高等専門学校の専攻科については、平成3年2月8日の大学審議会の「高等専門学校教育の改善について」の答申において、その制度化が提言されているものであり、そのような制度改正が行われることを前提としている。

#### ① 学士の学位の授与要件

ア 学士の学位は、次の各号の一に該当する者で、大学の科目登録制・コース登録制及び本機構の定める一定の要件を満たす短期大学・高等専門学校の専攻科において本機構の定めるところにより所定の単位を修得し、かつ本機構の行う学士の学位の授与の審査に合格した者に対して、授与する。

- 1) 短期大学卒業者
- 2) 高等専門学校卒業者
- 3) 大学に2年以上在学し62単位以上修得した者など上記に準ずる者

イ 上記アの本機構の定めるところにより修得すべき単位数については、大学審議会で提言されている大学設置基準の大綱化の実施状況及び授与する学士の専攻分野に即して、さらに具体的検討を行うこととするが、基本的には、下記の方針により取り扱う。

なお、下記③の修得すべきそれぞれの単位数のうち、本機構が定める一定単位数以上は、大学において修得することを要することとする。

[2年制短期大学・高等専門学校卒業者等の場合]

- ① 2年制短期大学・高等専門学校卒業者等が大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科において修得すべき単位数は、62単位以上とする。
- ② 取得する学士の専攻分野に係る修得すべき単位数は、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科における修得単位と、短期大学・高等専門学校等における既修得単位を合わせて62単位以上とする。
- ③ 修得すべき単位数は、2年以上にわたって修得することとする。

[3年制短期大学卒業者等の場合]

- ① 3年制短期大学卒業者（93単位以上修得することを卒業の要件とするものに限る）等が大学

の科目登録制・コース登録制及び短期大学の専攻科において修得すべき単位数は、31単位以上とする。

⑥ 取得する学士の専攻分野に係る修得すべき単位数は、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学の専攻科における修得単位と、短期大学等における既修得単位を合わせて62単位以上とする。

⑦ 修得すべき単位数は、1年以上にわたって修得することとする。

## ② 学士の学位の授与の審査

ア 上記①の学士の学位の授与を行うに当たっては、学士の学位の授与の申請があった者について、修得単位及びその履修の内容が当該学士の学位の授与に相当するか否か及び当該申請者が大学修了者と同等の水準の学力を有するか否かを審査する。

この場合、学習の達成度を確認するための適切な方法（例えば、試験、レポートの審査等）については、授与する学士の専攻分野等に応じ、引き続き検討する。

イ 学士の学位の授与の審査は、本機構に置かれる審査会及び専門委員会が行う。

ウ 専門委員会は、学士の学位の授与の申請があった者につき、修得単位、履修内容及び学習達成度を審査し、その結果を審査会に報告する。

エ 審査会は、各専門委員会の報告を受けて学士の学位の授与の可否を審査し、その結果を本機構の長（以下「機構長」という。）に報告する。

オ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、学士の学位を授与する。

## ③ 短期大学・高等専門学校の専攻科の認定

ア 上記①のアの本機構の定める一定の要件を満たす短期大学・高等専門学校の専攻科は、本機構において、教育課程、教員組織、施設設備等が充実しており、大学教育に相当する水準の教育を実施しているとあらかじめ認定する専攻科とする。

イ 本機構は、短期大学又は高等専門学校の長からの申し出に基づき、上記アの認定のための審査を行う。

ウ 専攻科の認定のための審査は、審査会及び専門委員会が行う。

エ 専門委員会は、本機構があらかじめ定める基準に準拠して、当該専攻科の教育課程、教員組織、施設設備等について審査を行い、その結果を審査会に報告する。

オ 審査会は、各専門委員会の報告を受けて専攻科の認定の可否を審査し、その結果を機構長に報告する。

カ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、上記アの専攻科として認定する。

キ 認定した専攻科において、教育課程など本機構が定める一定の事項を変更するときには、改めて審査を行う。

ク 当該専攻科における教育研究の実施状況等について、一定期間ごとに審査を行うことがある。

## ④ その他

上記①アの1)～3)に掲げた者で学士の学位の取得を希望する者が、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科において単位を修得しようとする場合、本機構が単位修得状況を適切に把握し、円滑に学士の学位を授与し得るようするため、学士の学位の取得を希望する者があらかじめ本機構に申請し登録する仕組みを設けることが適当である。

(2) 大学以外の教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者に対する学位の授与大学以外の教育施設の課程で、本機構が大学・大学院と同等の水準にあると認める課程において、組織的・体系的な教育を受け、本機構の定める要件を満たした者に対し、本機構は、これらの者の申請に基づき、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与する。

### ① 学位の授与の要件

ア 学士の学位は、本機構が大学の学部と同等の水準にあると認める課程を修了し、かつ、本機構に学士の学位の授与の申請があった者に対して、審査の上、授与する。

イ 修士の学位は、本機構が大学院修士課程と同等の水準にあると認める課程を修了し、かつ、

本機構に修士の学位の授与の申請があった者で、本機構の行う修士論文の審査及び試験に合格した者に授与する。

ただし、本機構が適当と認める場合には、特定の課題についての研究（事例研究、制作等）の成果をもって修士論文に代えることができるものとする。

ウ 博士の学位は、本機構が大学院博士課程と同等の水準にあると認める課程を修了し、かつ、本機構に博士の学位の授与の申請があった者で、本機構の行う博士論文の審査及び試験に合格した者に授与する。

エ なお、修士、博士の学位の授与については、本機構が大学院と同等の水準にあると認める教育施設の課程において組織的・体系的な教育を受けた者だけを対象とすることとし、論文博士の授与は行わないこととする。

## ② 学位の授与の審査

ア 学位の授与の審査は、大学・大学院と同等の水準において行う。

イ 学士の学位の授与の審査は、審査会が行う。

ウ 審査会は、学士の学位の授与の申請があった者につき、当該教育施設の長の単位修得及び課程修了に係る証明を審査・確認し、その結果を機構長に報告する。

エ 修士、博士の学位の授与の審査は、審査会及び専門委員会が行う。

オ 専門委員会は、修士、博士の学位の授与の申請があった者につき、複数の専門委員による学位論文（修士の場合にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の審査及び試験を行い、その結果を審査会に報告する。

カ 審査会は、各専門委員会による学位論文の審査及び試験の結果の報告を受けて、修士、博士の学位の授与の可否を審査し、その結果を機構長に報告する。

キ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、学位を授与する。

## ③ 大学・大学院と同等の水準にあると認める課程の要件

大学以外の教育施設の課程のうち、本機構がその修了者に学士、修士、博士の学位を授与する対象として扱うものは、次の各要件を満たすものとする。

ア 当該課程が、専ら国の特定機関の職員を対象とする教育施設の課程など大学・大学院に相当する教育を組織的・体系的に行う課程で、学校教育法及び国家行政組織法体系上、大学・大学院の課程としては設置できないものであること。

イ 当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等が、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係規程等に照らして、大学・大学院の課程と同等と認められるものであること。

ウ 学校教育法体系において大学以外の学校の正規の課程として位置付けられているものではないこと。

## ④ 大学以外の教育施設の課程の審査

ア 本機構は、教育施設の長からの申し出に基づき、当該教育施設の課程が、大学・大学院の課程と同等の水準にあると認められるか否かを審査する。

イ 課程の審査は、審査会及び専門委員会が行う。

ウ 専門委員会は、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について審査を行い、その結果を審査会に報告する。

エ 審査会は、各専門委員会の報告を受けて課程の認定の可否を審査し、その結果を機構長に報告する。

オ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、当該課程が上記③の要件を満たすと認められる場合には、本機構の学位授与に関し大学・大学院の課程と同等の水準にある課程として認定する。

カ 認定した課程において、教育課程、修了要件など本機構が定める一定の事項を変更するときには、改めて課程の審査を行う。

- キ 当該課程における教育研究の実施状況等について、一定期間ごとに審査を行う。
- (3) 高等教育レベルの学習成果の評価の在り方に関する調査研究
- ア 本機構が、学習の成果を評価し学位を授与するという業務を適切に行うとともに、今後の生涯学習体系のなかにおいて本機構に要請される役割を十分果たしていくためには、学習の成果の評価に関する調査研究を進めていくことが不可欠である。
- イ とくに、広く大学以外での様々な学習の成果を大学の単位として認定し、また、それらを含めて大学レベルの学習の成果を累積することにより学士の学位を授与するいわゆる単位累積加算制度など、学習の成果を適切に評価するシステム、あるいは評価にかかわる基本的問題について、本機構が、具体的な調査研究を進めていくことが必要である。
- ウ このような調査研究を行うため、本機構に調査研究部門を置き、その体制の整備を図るとともに、国公私立大学の教員等との共同研究を推進する。
- エ また、この問題に関し、国際的な研究交流を進めることも重要である。
- (4) 高等教育段階の学習機会に関する情報の提供
- ア 生涯学習社会の進展に伴い、大学等の生涯学習に果たす役割が増大し、高等教育へのアクセスの多様化、大学等での履修形態の柔軟化及び多彩な学習機会の提供が進みつつある。このような状況の下で、学習を志す者が、学習機会を適切に選択し、自主的に学習を行うためには、学習情報の豊富な提供が必要となっている。
- イ このような要請に応えるため、本機構は、大学の科目登録制・コース登録制、短期大学・高等専門学校の専攻科をはじめとする高等教育段階の様々な学習機会とその内容、アクセスの方法等に関する情報を収集し、広く大学等の高等教育機関や学習者に、これらの情報を提供するとともに、これらの情報の提供を適切に行うためのシステムの開発や体制の整備を図る必要がある。
- ウ その際、本機構に登録する学習者に対し、適切な情報を提供する方策についても、検討することとする。
- エ また、これらの高等教育段階の学習機会に関する情報の提供にあたって、中央教育審議会の平成2年1月の答申「生涯学習の基盤整備について」において提言されている「生涯学習推進センター」との連携についても検討する。

#### 4 組織・運営

機構の趣旨・目的・業務にかんがみ、基本的に大学共同利用機関と同様の組織・運営とする。

##### (1) 組織

- ア 本機構に機構長、審査研究部及び管理部を置く。
- イ 審査研究部に審査部門及び調査研究部門を置き、所要の専任教員等を配置する。
- ウ 審査部門においては、学位の授与、短期大学・高等専門学校の専攻科の認定及び大学以外の教育施設の課程の認定に関する審査業務を行う。
- エ 調査研究部門においては、高等教育レベルの学習成果の評価の在り方等に関する調査研究を行う。
- オ 管理部においては、庶務、会計その他の事務を処理する。

##### (2) 管理運営

- ア 広く国公私立大学関係者の参画を得て本機構を運営するため、本機構に評議員会及び運営委員会を置く。
- イ 評議員会は、本機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、機構長に助言する。  
評議員は、大学の学長その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。
- ウ 運営委員会は、本機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の諮問に応じる。

運営委員は、本機構の専任教員並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

(3) 審査組織

ア 学位の授与，短期大学・高等専門学校の特攻科の認定及び大学以外の教育施設の課程の認定に係る審査を行うため，本機構に審査会を置き，審査会に専門委員会を置く。

イ 専門委員会は，学位の授与の申請者に係る修得単位等の審査・学力の判定・学位論文の審査及び試験，短期大学・高等専門学校の特攻科及び大学以外の教育施設の課程の教育課程・教員組織等の専門的事項の審査を行う。

専門委員会は，専門分野，審査対象に応じて，それぞれの業務に必要な専門委員で組織する。

ウ 審査会は，各専門委員会の審査結果に関する報告を受けて，学位の授与，短期大学・高等専門学校の特攻科の認定及び大学以外の教育施設の課程の認定の可否の審査を行う。

エ 審査会の委員及び各専門委員会の専門委員は，本機構の専任教員及び国公私立大学の教員その他の学識経験のある者のうちから，機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

(参考)

学位授与機関創設調査委員会委員名簿（平成2年度）

氏 名	職 名
○飯 島 宗 一	学位授与機関創設調査室長 前 名古屋大学長
井 内 慶次郎	東京国立博物館長
潮 木 守 一	名古屋大学教授
喜多村 和 之	放送教育開発センター教授
黒 羽 亮 一	筑波大学教授
示 村 悦二郎	早稲田大学教授
末 松 安 晴	東京工業大学長
田 中 健 藏	前 九州大学長
田 村 茂	慶応義塾大学教授
戸 田 修 三	中央大学教授
吉 田 武 郎	学校法人一宮女学園理事長 一宮女子短期大学長
脇 田 仁	岐阜工業高等専門学校長



## 生涯学習等専門部会委員名簿

氏 名	職 名
○飯 島 宗 一	学位授与機関創設調査室長 前 名古屋大学長
井 内 慶次郎	東京国立博物館長
岡 本 包 治	立教大学教授
喜多村 和 之	放送教育開発センター教授
黒 羽 亮 一	筑波大学教授
示 村 悦二郎	早稲田大学教授
高 鳥 正 夫	東横学園女子短期大学長
山 本 恒 夫	筑波大学教授
吉 田 武 郎	学校法人一宮女学園理事長 一宮女子短期大学長
脇 田 仁	岐阜工業高等専門学校長

## 課程指定・学位授与専門部会委員名簿

氏 名	職 名
○飯 島 宗 一	学位授与機関創設調査室長 前 名古屋大学長
潮 木 守 一	名古屋大学教授
末 松 安 晴	東京工業大学長
菅 野 卓 雄	東京大学教授
橘 正 道	千葉大学教授
田 中 健 藏	前 九州大学長
田 村 茂	慶応義塾大学教授
戸 田 修 三	中央大学教授
藤 田 宏	明治大学教授
安 原 義 仁	広島大学助教授

## 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律及び 学位規則の一部を改正する省令の施行について

平成3年6月24日文高大第207号  
文部事務次官から各国公私立  
大学長，放送大学長，各国公私立  
高等専門学校長，各都道府県知  
事，各都道府県教育委員会教育  
長，大学を設置する地方公共団  
体（都道府県を除く）の長，大  
学又は高等専門学校を設置する  
各学校法人の理事長，放送大学  
学園理事長あて通知

このたび、別添1のとおり「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律」（平成3年法律第23号。以下「改正法」という。）が平成3年4月2日に公布され、同年7月1日から施行されることとなりました。

また、別添2のとおり「学位規則の一部を改正する省令」（平成3年文部省令第27号。以下「改正省令」という。）が、平成3年6月3日に公布されるとともに、別添3及び4のとおり平成3年文部省告示第72号及び第73号が平成3年6月5日に告示され、同年7月1日から施行されることとなりました。

改正法及び改正省令の趣旨は、従来称号として位置付けられていた学士を学位として位置付けるとともに、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展の観点から、学位授与機構を新設し、同機構が高等教育段階の様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うこととしたほか、修士及び博士の種類を廃止するなど学位制度の見直しを行い、併せて、国立の大学及び短期大学部の設置・廃止を行うこととしたものであります。

これらの改正のうち、学位に関する事項の概要及び留意点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、それぞれ関係のある事項についてその運用に遺憾のないようお取り計らい下さい。

### 記

#### 第1 学士を学位に位置付けたこと等について

- (1) 従来学士は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定（改正前の第63条）により、大学を卒業した者が称することができる称号として位置付けられていたが、諸外国と同様にこれを大学が授与する学位として位置付け、大学は、当該大学を卒業した者に対し学士の学位を授与するものとしたこと。（改正後の学校教育法第68条の2第1項、改正後の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第2条関係）
- (2) 改正法の施行前に既に大学を卒業している者の学士の称号については、他の法令の適用等において学士の学位と同様の取扱いをする必要があることから、これを学士の学位とみなすこととしたこと。（改正法附則第4項関係）
- (3) 上記に関連して、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の法律の規定の整備を行ったこと。（改正法附則第5項、第7項及び第8項関係）
- (4) 上記の改正のほか、大学が行う修士及び博士の学位授与については、学士を学位に位置付けたこと及び下記第2のとおり学位授与機構が学位を授与することとしたこととの関連で、次のように学校教育法の規定の整備を行ったこと。

- ① 大学は、文部大臣の定めるところにより、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与することを法律上明らかにしたこと。(改正後の学校教育法第68条の2第1項関係。改正後の学位規則第3条及び第4条第1項参照。)
- ② 大学は、文部大臣の定めるところにより、上記①により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができること(いわゆる論文博士制度)を法律上明らかにしたこと。(改正後の学校教育法第68条の2第2項関係。改正後の学位規則第4条第2項参照。)

## 第2 学位授与機構が行う学位授与について

- (1) 学位の授与に関し、次の業務を行う機関として、学位授与機構を新設することとしたこと。(改正後の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第9条の4関係)
  - ① 学校教育法に定めるところにより学位を授与すること。(下記(2)参照。)
  - ② 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
  - ③ 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- (2) 学位授与機構は、次のとおり学位の授与を行うこととしたこと。(改正後の学校教育法第68条の2第3項及び改正後の学位規則第6条関係)
  - 1) 短期大学・高等専門学校卒業生等が大学等においてさらに一定の学修を行った場合の学士の学位の授与
 

学位授与機構は、同機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者として次のイ～ハのいずれかに該当する者で、大学において科目等履修生等により一定の単位を修得し、又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科のうち同機構が定める要件を満たすものにおける学修その他文部大臣が別に定める学修を行い、かつ、同機構が行う審査に合格した者に対して、学士の学位を授与することとしたこと。(科目等履修生については、「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について(平成3年6月24日付け文高大第184号文部事務次官通知)」を参照のこと。)

    - イ 大学に2年以上在学し62単位以上修得した者
    - ロ 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
    - ハ これらの者と同等以上の学力がある者として文部大臣が別に定める者

なお、上記ハの文部大臣が別に定める者として、別添3のとおり旧国立工業教員養成所の卒業生及び旧国立養護教諭養成所の卒業生を定めたこと。(平成3年文部省告示第72号)

また、上記の文部大臣が定める学修として、別添4のとおり大学に置かれる専攻科における学修を定めたこと。(平成3年文部省告示第73号)
  - 2) 大学以外の教育施設に置かれる課程の修了者に対する学士、修士又は博士の学位の授与
 

学位授与機構は、同機構が定めるところにより、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、その教育を行うにつき学校教育法以外の法律において特別の規定があるものに置かれる課程で、同機構が大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、同機構の行う審査に合格した者に対し、それぞれ学士、修士又は博士の学位を授与することとしたこと。
- (3) その他、高度の学識を有する大学教員等の学位授与の審査への参画、論文要旨等の公表、学位の名称、博士の学位授与の報告、学位規程の文部大臣への報告及び官報への公示等について規定の整備を行ったこと。(改正後の学位規則第7条、第8条、第9条第2項、第11条、第12条、第13条第2項及び別記様式第2項関係)
- (4) 上記の改正のほか、学位授与機構の長及び教員について、大学共同利用機関等と同様に教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定を準用するとともに、同機構に、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和57年法律第89号)の規定を適用することとしたこと。(改正法附則第6項及び第9項)

## 第3 修士及び博士の種類の廃止等について

- (1) 課程制大学院制度の趣旨に沿って、すべての分野において学位授与の円滑化を図るとともに、学術研究の高度化、学際領域への展開等の状況に柔軟に対処するため、修士及び博士の種類に関する規定を廃止したこと。(改正前の学位規則第2条、別表第1及び別表第2関係)

また、教育研究の多様化、学際領域への展開等に対応し、各大学の教育研究の柔軟な設計を可能にするため、学士についても同様にその種類を定めないこととしたこと。

- (2) なお、どの専攻分野で学位が授与されたかを表記することは社会的に有用であるので、各大学において学位を授与する際には、その定めるところにより、専攻分野を付記するものとしたこと。(改正後の学位規則第10条関係)

この場合、付記する専攻分野の名称は、その社会的通用性に配慮し、過度に細分化しないようにする必要があること。

- (3) 大学が博士の学位を授与した場合に文部大臣に提出する報告書の様式を簡素化したこと。(改正後の学位規則別記様式第一関係)

#### 第4 その他

- (1) 上記第1から第3までの改正内容の施行期日は、平成3年7月1日であること。  
(2) 各大学においては、上記第1及び第3の趣旨に沿って学内規程等の整備を行う必要があること。

別添1～4 (略)

(9)

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する  
法律案に対する附帯決議

(衆議院文教委員会)  
(平成3年3月6日)

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

- 1 学位授与機構の運営に当たっては、学位認定の基準、方法を明確にし、学位の水準の維持に努めること。また、学位認定に当たる教授は常に学問研究の第一線にある者を充て、併せて実質的な学位認定ができるだけの体制の整備を行うこと。
- 2 大学における学位授与のあり方を改善するとともに、社会人が容易に大学に学位論文の審査を申請できるようにすること。また、このため、論文博士の認定に当たる大学教授の確保とその待遇の改善に努めること。

(以下略)

(参議院文教委員会)  
(平成3年3月26日)

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

- 1 学位授与機構の運営に当たっては、学位認定の基準、方法を明確にし、学位の水準の維持に努めること。また、学位認定に当たる教授には視野が広くかつ学問研究の第一線にある者を充て、併せて実質的な学位認定ができるだけの体制の整備を行うこと。
- 2 (略)
- 3 (中略) また、学位授与の円滑化を図るための積極的な施策を講ずること。

(以下略)

(10)

**短期大学の専攻科又は高等専門学校専攻科を修了する  
見込みの者に係る学士の学位授与申請の取扱いについて**

〔平成5年5月31日学機構学第53号〕  
学位授与機構長から認定専攻科を置く短期大学長、高等専門学校長あて

このたび、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科であって、学位規則第6条第1項の規定により本機構が定める要件を満たすものとして認定したもののうち、

- ① 修業年限2年の短期大学に置かれた修業年限2年の専攻科
- ② 修業年限3年の短期大学に置かれた修業年限1年の専攻科
- ③ 高等専門学校に置かれた修業年限2年の専攻科

のいずれかを修了する見込みの者で、かつ、修得単位に関する審査の基準を満たす見込みの者であって、当該修了見込み年度内に学士の学位の授与を受けようと希望する者については、当該年度の10月に学位授与の申請を受け付け、審査の上、当該年度内に学士の学位を授与することといたしました。

この申請については、別添「新しい学士への途－第3版－」追補により取扱うことといたしますので、貴学関係者及び学生に周知されますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、上記の取扱いに関連し、別添写のとおり、文部省高等教育局長からの通知がなされていますので、申し添えます。

**別添**

「新しい学士への途－第3版－」追補

○専攻科修了見込みで申請できる者

学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科のうち、以下の専攻科を平成6年3月に修了し、かつ修得単位に関する審査の基準を満たす見込みの者は、平成5年10月に申請を行うことができます。

- ① 修業年限2年の短期大学に置かれた修業年限2年の専攻科
- ② 修業年限3年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学を除く。）に置かれた修業年限1年の専攻科
- ③ 高等専門学校に置かれた修業年限2年の専攻科

○申請手続き等

- ① 申請に当たっては、「新しい学士への途－第3版－」11項に示した申請書類等に加え、当該専攻科を修了見込みである旨を証明する学（校）長の発行する証明書を提出して下さい。
- ② 修得見込みの単位については、別紙記入例に従い単位修得状況等申告書（申請書類等3）の総括表で修得見込みの単位数を内数でかっこ（〔 〕）を付して記入するとともに、内訳表の該当単位に「㊟」印を付記して下さい。
- ③ 修得見込みとして申請した単位については、当該単位を修得後、速やかに単位修得証明書（申請書類等4）を提出して下さい。可否の判定は、この単位修得証明書が提出された後、年度内に行われることとなります。当該の単位修得証明書が年度内に提出されなかった場合、申請は無効となります。
- ④ 他の申請手続き、試験の日程等については、一般の申請と異なることはありません。
- ⑤ 申請後、申請者からの申し出に対し、当該申請を受理した旨の証明を交付することとしています。

## 短期大学の専攻科又は高等専門学校専攻科の修了及び学士の学位の 取得が見込まれる者に係る大学院の入学者選抜の取扱いについて

〔平成5年5月31日文高大第215号〕  
文部省高等教育局長から各国公立私立  
大学長，放送大学長，各国公私立高等  
専門学校長あて通知

学校教育法施行規則第70条第1項第1号においては、従来より、学校教育法第68条の2第3項第1号により学士の学位を授与された者についても、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同以上の学力があると認められる者として定めているところです。

このことについて、このたび、

- ① 修業年限2年の短期大学に置かれた修業年限2年の専攻科
- ② 修業年限3年の短期大学に置かれた修業年限1年の専攻科
- ③ 高等専門学校に置かれた修業年限2年の専攻科

のいずれかであって、学位規則第6条第1項の規定に基づき学位授与機構が定めている要件を満たすものとして認定を行ったものを修了する見込みの者で、当該修了見込み年度内に学士の学位の授与を受けようとする者については、当該年度の10月に学位授与の申請を受け付け、審査の上、当該年度内に学士の学位を授与することとなりました。

については、大学院の入学者選抜の取扱いに関し、上記の認定を受けている専攻科に在籍する者で、当該専攻科の修了が見込まれること及び当該者が学士の学位の授与を申請する予定であることを当該専攻科の置かれる短期大学長又は高等専門学校長が証明できる者（以下「学位取得見込者」という。）を、大学院入学の前年度に学士の学位を授与される見込みの者として、その出願を受け付けることについて、以下の諸点に留意しつつ、事務処理上遺漏のないよう、よろしくお取り計らい願います。

### 記

- 1 大学院を置く大学は、大学院の入学者選抜試験を実施するに当たっては、入学を志願する学位取得見込者に対し、①当該者が在籍する短期大学の専攻科又は高等専門学校専攻科の修了見込証明書、②当該者が学士の学位の授与を申請する予定である旨の当該者が在籍する短期大学長又は高等専門学校長の証明書など、関係の書類の提出を求めることができること。また、募集要項に学位取得見込者の取扱いに関する所要の事項を記載するものとする。

なお、短期大学及び高等専門学校は、専攻科に在籍する学生に対し、大学院入学者選抜への出願等の手続に関して十分な情報提供を行う等、必要な配慮をすること。

- 2 この関係の学士の学位の授与の申請を学位授与機構が受理したことについての証明が必要なときは、11月以降に同機構が申請者からの求めに応じて行う予定であること。

- 3 大学院を置く大学は、学位取得見込者で大学院の入学者選抜試験に合格した者に関する入学手続上必要な学位記の写し又は学位授与証明書の提出については、当該者の学士の学位の取得後の提出を求めるものとする。なお、学位授与機構によるこの関係の学士の学位の授与は、3月末までになされる予定であること。

また、短期大学及び高等専門学校は、専攻科の単位の修得や修了の認定を、学位取得見込者に係るその後の学位授与機構の学位授与の審査の手続や大学院の入学手続等に必要な期間を考慮して、適切な時期に行うよう配慮すること。

- 4 学位取得見込者で大学院の入学者選抜試験に合格した者が、学位授与の申請を行わなかった場合  
その他学士の学位を得られないこととなった場合には、その旨を、当該者が出願した大学院を置く  
大学に対し、当該者が在籍する短期大学長又は高等専門学校長から速やかに通知すること。



**「行政改革委員会規制緩和委員会最終報告書」(抜粋)**

平成9年12月4日  
行政改革委員会  
規制緩和委員会

(2) 学習選択の多様化・柔軟化

特色ある多様な教育サービスが提供されても、学生がその中から自由に選択することができなければ、その意味は半減することになる。学生が、その能力と意欲に応じて、自己責任原則の下、多様な学習の中から自由に選択でき、また、積極的な進路変更が可能となるよう、以下のとおり、学位授与機構による学位授与制度、転部・転科、安易な進級・卒業の抑制に伴う留年に係る定員管理、他の学校等における学修の単位認定等を柔軟化すべきである。

ア 学位授与機構による学位授与制度の柔軟化（単位累積加算制度の導入）

社会の成熟化、社会の急速な変化等に伴い生涯学習に対する意欲・関心が高まってきている。

平成3年の大学設置基準の改正により科目等履修生が制度化されたことにより、大学に正規に入学せずに大学で学ぶ人が増加してきている。そのような学習の成果が適切に評価されることが、生涯学習社会の環境整備の一つとして求められている。

学士の学位については、4年制大学の卒業生に対して授与されるのが原則であるが、短期大学・高等専門学校の卒業等を基礎資格として、卒業後大学等において一定の単位を修得した者に対しても、学位授与機構がその内容を審査した上で授与することになっている。しかし、科目等履修制度で単位を修得しても、それだけでは学位授与の基礎資格がないことから、学士の学位が取得できない。生涯学習に対する意欲の高まりに対応し、その成果を評価するため、科目等履修生にも学位取得の道を開くべきである。

一方、特定の大学に在籍せず、単位の累積のみによって学士の学位を授与すること（単位累積加算制度）については、学位授与機構が専門的な見地から審査を行い学位授与にふさわしい履修の体系的性をいかに担保するかという観点から、累積する単位の内容や学位授与の要件等について十分な検討が必要であるという指摘がなされている。

したがって、単位累積加算制度について、その実施に向けて、学位授与にふさわしい履修の体系的性の確保等について速やかに本格的に検討すべきである。

ウ 専門学校から大学への編入学

学校教育法（昭和22年法律第26号）では、短期大学、高等専門学校の卒業生は、大学に編入学できることとされているが、専門学校（専修学校専門課程）の卒業生は、大学への編入学が認められていない。

しかし、専門学校は、学校教育体系上も高等教育機関として位置付けられており、新規高卒者の15%以上が進学するなど社会的な評価も高い。また、平成3年の大学設置基準の改正により、専門学校での学習も大学が適当と認める場合には大学の単位として認められるなど単位の互換性が認められている。したがって、大学における学習機会を広く確保するために、専門学校卒業生の大学への編入学の道を認めるべきである。

この問題については、本年9月の「大学審議会大学教育部会における審議の概要（その2）」においても、「専門学校のうち、「修業年限が2年以上で総授業時数が1700時間以上のもの」を基準として、これを満たすものとして認定された専門学校を卒業した者について、大学等への編入学を認めていくのが適当である。」とされている。政府においては、早急に専門学校卒業生に大学への編入学を認めるよう制度改正を行うべきである。

(13)

「高等教育の一層の改善について（答申）」（抜粋）

平成9年12月18日  
大 学 審 議 会

3 一層の改善のための方策

(5) 学生の流動性（選択の幅）を高める工夫

- ④ 専門学校卒業生の中には、大学及び短期大学（以下、④・⑤において「大学等」という。）において、さらに学習を行うことを希望する者がいる。

大学等がこうした学生を受け入れることは、学習ニーズの多様化に適切に応えるものであるとともに、学生の選択の幅を拡げ高等教育における学生の流動性を高める観点からも有意義である。また、受け入れに当たっては、専門学校における学習の成果について適切に評価することが重要であるとともに、学校教育制度におけるいわゆる袋小路をできるだけ解消することが望ましいことから、今後、一定の専門学校卒業生に対して大学等への編入学の途を開いていくようにすることが適当である。

その際、専門学校の制度の特色として、多様な形態の学校が認められていることを踏まえ、現行の学校教育体系の中においては、全ての専門学校の卒業生について大学等への編入学を認めることは適当ではない。どのような専門学校について認めていくかについては、大学等として学習者の学習意欲にできる限り応えていくことが望ましいこと、大学入学資格を付与している専修学校高等課程の認定の際の考え方、大学への編入学が認められている短期大学や高等専門学校の修業年限及び総授業時数の現状などを踏まえながら総合的に判断すると、専門学校のうち、「修業年限が2年以上で総授業時数が1700時間以上のもの」を基準として、これを満たすものとして認定された専門学校を卒業した者について、在籍した学科の分野や履修内容を考慮しつつ、大学等において編入学を認めていくのが適当である。

なお、大学等の教育は、各大学等においてそれぞれのカリキュラムに基づいて、定められた修業年限の期間にわたって行われるのが基本であり、各大学等における編入学生の受け入れに際しては、この点に十分留意しつつ、既修得単位等の認定、在学すべき年数、履修すべき科目等について適切に判断し、編入学生が十分な学習成果を得られるようにしていくことが必要である。

また、大学等への編入学資格の認定を受けた専門学校の卒業生については、学位授与機構における学士の学位授与の基礎資格についてもあわせて認めていくこととするのが適当である。

(14)

「21世紀の大学像と今後の改革方針について（答申）」（抜粋）

平成10年10月26日  
大 学 審 議 会

第2章 大学の個性化を目指す改革方策

2 教育研究システムの柔構造化－大学の自立性の確保－

- (1) 多様な学習需要に対応する柔軟化・弾力化  
－学生の主体的学習意欲とその成果の積極的評価－

1) 学部段階

④ 単位累積加算制度の創設の検討

単位累積加算制度について、その実施に向けて学位授与にふさわしい履修の体系性の確保等に関し、学位授与機構における調査研究の成果を踏まえ、本審議会において検討を続けることが適当である。

生涯学習体系への移行、多様な高等教育機関の発展等の観点から、いわゆる単位累積加算制度（複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学士の学位を授与する制度）を設けることを検討する必要がある。

しかしながら、その実現に向けては、学位授与にふさわしい履修の体系性の確保等更に検討すべき問題点もある。このため、学位授与機構における制度化に向けた調査研究の成果を踏まえて、本審議会において検討を続けることが適当である。

(15)

「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）」  
（抜粋）

平成12年11月22日  
大 学 審 議 会

[ 3 ] 我が国の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を図るための改革方策

2 科学技術の革新と社会，経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開

( 3 ) 生涯学習ニーズへの対応

（単位累積加算制度の導入の検討）

大学における単位の累積については、これまで、1) 他の大学又は短期大学における授業科目の履修単位、2) 大学以外の教育施設等における学修、3) 入学前の既修得単位、等について、当該大学における授業科目の履修と見なして合わせて60単位までの単位を与えることができる制度や、短期大学や高等専門学校卒業者等が大学等において更に一定の学修を行った場合には大学評価・学位授与機構が学士の学位を授与する制度を導入してきた。また、平成10年からは科目等履修生として大学で一定の単位を修得した者がその大学に入学する場合には、修業年限の2分の1を上限として、しかるべき期間を在学期間に参入することができるようになったところである。

このように大学における単位の累積については、卒業要件単位数のおおむね半分、あるいは在学期間の半分以上を限度として既に認められ、実施されている。

こうした制度を更に進めた、いわゆる単位累積加算制度（複数の大学等で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学士の学位を授与する制度）については、大学評価・学位授与機構において専門的な調査研究を行ってきたところであるが、これを国際的に通用するものとして整備するためには、なお検討を要するとされている。今後、学習者自身による主体的な学習設計を尊重しながらも、学位授与にふさわしい体系的な履修を確保する観点から、1) どのような専攻分野を学位の対象とするか、2) 学位の基礎となる単位の体系的な修得をどのように確保するか、3) 学位授与に至るまでの様々な段階で必要な履修指導をどのように行うか、など制度の基本となる部分や、4) 単位累積加算制度に基づき学位授与を行う機関としてどのような機関が適当であり、5) 学位授与を行う体制をどのように整備していくか、などの組織体制の在り方について、更に検討する必要がある。

(16)

「短期大学及び高等専門学校の内り方について」総会への審議経過報告  
(抜粋)

(大学審議会短期大学及び高等専門学校の在り方に関するワーキンググループ)

平成12年11月22日

II 短期大学及び高等専門学校の制度上の位置付け等に関する検討課題

3 その他

現在、短期大学及び高等専門学校の卒業者には、大学評価・学位授与機構による学士の学位授与の基礎資格が認められ、同機構の定める要件を満たす専攻科で一定の学修を行った者等については、学位が授与されることとなっている。その場合の一定の学修の中には、法令上の定めはないが、同機構の定めるところにより、大学における16単位以上の単位の修得が義務付けられている。

このことについては、学位が授与されるためには大学評価・学位授与機構が認定した専攻科における学修でなければならないこと、申請を行った者に対し個別に審査がなされること、平成3年の制度創設以来、同機構による専攻科の認定が定着しつつあると考えられることなどを踏まえ、今後の生涯学習需要の多様化、高度化により柔軟に対応できるようにする観点から、同機構が認定した専攻科で所要の学修を行った者については、大学における16単位の修得を求めないことが適当である。

# (17) 各専攻分野の学位授与申請者数及び授与者数の年次推移

平成23年4月現在

学位規則第6条第1項関係（短大・高専卒業等）

上段：申請者数，下段：授与者数

学位(学士) の専攻分野 の名称	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
文 学		1	(9) 10	(13) 28	(38) 58	(27) 50	(24) 59	(12) 48	(19) 39	(13) 31	(12) 33	(11) 33	(10) 26	(7) 19	(10) 18	(8) 21	(6) 27	(10) 30	(16) 36	(245) 567
		1	(5) 5	(8) 19	(22) 36	(22) 41	(18) 45	(10) 42	(19) 35	(10) 24	(12) 26	(9) 27	(9) 22	(6) 18	(8) 15	(7) 18	(5) 23	(9) 26	(13) 32	(192) 455
教育学		1	3	(5) 17	(10) 24	(28) 51	(77) 120	(97) 127	(110) 134	(80) 89	(108) 116	(162) 178	(179) 199	(169) 198	(178) 200	(220) 248	(206) 226	(172) 188	(164) 193	(1,965) 2,312
		1	2	(5) 15	(8) 21	(26) 47	(75) 115	(97) 124	(110) 134	(80) 89	(105) 111	(152) 165	(171) 182	(165) 191	(175) 191	(214) 239	(203) 219	(170) 186	(159) 185	(1,915) 2,217
神 学				1	1	4	1	2	2	2	1	1		(1) 3	(2) 2		2	1		(3) 23
				0	1	3	1	2	1	1	1	1		(1) 2	(1) 1		2	1		(2) 17
社会学			1	(3) 5	11	(2) 14	6	3	6	2	6	4	6	13	3	5	14	10	8	(5) 117
			1	(3) 5	8	(1) 12	5	3	5	2	1	1	4	11	0	4	9	8	5	(4) 84
教 養		1	1	4	(3) 4	(7) 12	(18) 28	(18) 25	(8) 15	(14) 24	(7) 12		(4) 9	(4) 6	(2) 6		(1) 4	(3) 8	(3) 11	(92) 171
		1	0	2	(2) 2	(6) 8	(9) 19	(15) 22	(7) 12	(12) 20	(7) 11		(4) 7	(4) 6	(2) 6		(1) 3	(3) 6	(3) 9	(75) 135
学 芸			1			3	(3) 4	(1) 3		4	1	8	4	2	3	5	1	5	3	(4) 47
			1			3	(3) 4	(1) 3		1	0	4	3	2	2	4	1	4	2	(4) 34
社会科学			1	1	1	1	4	3	3	2	3	3	1	2	2	4	6	7	4	48
			0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	2	5	5	2	20
法 学	4		1	3	3	8	6	3	3	3	2	8	6	4	4	18	14	6	5	101
	2		1	3	2	6	6	3	3	3	2	7	3	3	2	10	9	4	3	72
政治学				2	3		1	2	3	2	1	1			2	2	2	3	3	27
				1	2		1	1	3	1	0	1			2	1	0	2	3	18
経済学		2	1	4	2	9	6	7	6	2	2	6	1	3	5	3	4	3	4	70
		1	0	3	1	6	3	6	4	2	2	6	0	3	4	3	3	3	4	54
商 学	1		(7) 7	(5) 6	(5) 8	(4) 6	(6) 8	(4) 15		(1) 9	4	1	3	7	(3) 5	(6) 10		(4) 3	(1) 5	(47) 105
	1		(6) 6	(3) 4	(3) 4	(2) 2	(1) 3	(2) 7		(0) 7	3	1	3	3	(1) 4	(2) 8	(4) 3		(4) 5	(1) 2
経営学		1	2	3	(4) 8	(5) 8	(1) 5	(5) 6	(7) 9	(4) 9	(4) 9	(7) 14	(4) 8	(12) 17	(12) 15	(11) 16	(10) 19	(2) 11	(5) 12	(94) 172
		1	1	2	(4) 8	(4) 7	(1) 5	(5) 6	(5) 7	(6) 6	(4) 9	(7) 13	(4) 8	(12) 16	(12) 15	(10) 14	(10) 18	(2) 8	(5) 10	(91) 154
理 学		1	5	5	7	5	6	14	7	11	12	16	14	6	13	17	13	18	20	190
		1	4	5	5	5	4	12	6	8	11	10	11	1	6	8	6	8	9	120
薬 学					1		1					1					1			4
					0		0					1					1			2
薬科学																			1	1
																			0	0

看護学	(10) 45	(11) 68	(12) 112	(13) 137	(14) 166	(15) 199	(16) 203	(17) 241	(18) 293	(19) 316	(20) 316	(21) 314	(22) 372	(23) 362	(24) 314	(25) 337	(26) 341	(27) 354	(28) 4,478	
	(6) 21	(8) 39	(10) 84	(10) 104	(18) 131	(13) 153	(6) 155	(17) 191	(25) 240	(26) 239	(27) 251	(26) 248	(58) 332	(58) 311	(53) 266	(71) 286	(53) 274	(47) 291	(532) 3,616	
保健衛生学	4	41	98	(8) 173	(8) 302	(14) 259	(22) 333	(23) 310	(27) 378	(33) 358	(39) 322	(35) 286	(51) 228	(18) 220	(21) 203	(17) 197	(13) 145	(12) 135	(341) 3,992	
	4	39	95	(8) 167	(8) 294	(13) 254	(22) 324	(23) 304	(26) 375	(31) 351	(39) 311	(34) 278	(51) 221	(18) 204	(21) 192	(16) 185	(13) 141	(10) 126	(333) 3,865	
鍼灸学				1	3	2	(1) 17	(1) 7	(3) 12	(4) 16	(6) 6	(4) 23	17	15	5	7	8	8	(9) 147	
				1	3	2	(1) 16	(1) 7	(3) 11	(3) 15	(3) 6	(3) 17	10	13	2	5	6	6	(8) 120	
口腔保健学																(9) 10	(34) 35	(26) 28	(69) 73	
																(9) 10	(34) 35	(26) 28	(69) 73	
栄養学	(4) 4	(7) 10	(36) 37	(86) 93	(107) 119	(172) 190	(178) 195	(214) 245	(241) 281	(235) 266	(250) 270	(124) 144	(109) 121	(116) 136	(127) 140	(103) 114	(121) 140	(2,230) 2,505		
	(4) 4	(4) 7	(34) 35	(72) 79	(97) 106	(151) 164	(158) 172	(186) 205	(219) 241	(216) 241	(237) 254	(117) 131	(98) 109	(109) 122	(119) 127	(91) 98	(105) 114	(2,017) 2,209		
工学	(47) 49	(121) 131	(188) 201	(271) 293	(366) 390	(423) 451	(506) 556	(618) 663	(758) 808	(841) 893	(964) 1,021	(1,130) 1,170	(1,234) 1,299	(1,355) 1,410	(1,369) 1,446	(1,465) 1,544	(1,607) 1,679	(1,643) 1,705	(14,906) 15,709	
	(44) 46	(116) 126	(186) 197	(261) 281	(344) 366	(387) 409	(471) 513	(574) 602	(714) 754	(803) 840	(927) 968	(1,095) 1,126	(1,185) 1,230	(1,302) 1,343	(1,315) 1,365	(1,397) 1,446	(1,550) 1,600	(1,596) 1,644	(14,267) 14,856	
芸術工学			1	(2) 2	(22) 23	(24) 25	(21) 22	(34) 35	(27) 28	(31) 31	(29) 29	(32) 32	(37) 38	(33) 33	(25) 26	(27) 29	(13) 16	(13) 13	(370) 383	
			1	(2) 2	(22) 23	(23) 24	(21) 22	(33) 34	(27) 28	(31) 31	(28) 28	(32) 32	(37) 37	(32) 32	(24) 25	(27) 29	(13) 16	(13) 13	(365) 377	
商船学											1			(28) 28	(18) 18	(16) 16	(14) 14	(76) 78		
											0			(28) 28	(18) 18	(16) 16	(13) 14	(75) 76		
農学			1		(16) 17	(13) 15	(12) 14	(13) 15	(9) 15	(14) 17	(10) 10	(11) 13	(8) 12			1	4	(106) 134		
			1		(16) 17	(13) 15	(12) 14	(12) 14	(9) 15	(14) 17	(10) 10	(11) 13	(8) 12			0	4	(105) 132		
水産学											1		1	1				1	4	
											1		1	1				1	4	
家政学	(2) 2	(3) 6	(7) 14	(8) 16	(2) 7	(4) 15	(1) 8	(4) 7	(1) 5	3	(1) 2	(5) 7	(5) 8	(5) 6	(7) 7	(5) 5	(7) 5	(7) 8	(67) 126	
	(0) 0	(0) 2	(3) 10	(6) 11	(2) 7	(1) 6	(0) 3	(3) 4	(0) 2	2	(1) 1	(4) 5	(4) 7	(5) 6	(7) 7	(5) 5	(5) 6	(46) 84		
芸術学	(33) 45	(115) 135	(170) 190	(186) 201	(227) 244	(207) 239	(229) 266	(241) 268	(262) 304	(301) 350	(275) 305	(289) 330	(298) 342	(289) 316	(227) 255	(289) 319	(249) 279	(256) 279	(4,143) 4,667	
	(28) 39	(95) 114	(148) 165	(158) 170	(191) 205	(178) 209	(202) 234	(203) 222	(227) 263	(248) 289	(241) 270	(250) 280	(265) 300	(265) 284	(208) 230	(270) 297	(233) 258	(247) 263	(3,657) 4,092	
体育学				(1) 1	(3) 3	(5) 7	(1) 3	(4) 3	(1) 3	(4) 2	(1) 5	(5) 7	(4) 6	(1) 4	(11) 13	(11) 13	(6) 11	3	(51) 83	
				(1) 1	(3) 3	(5) 7	(1) 3	(4) 3	(1) 3	(4) 2	(2) 5	(4) 7	(1) 6	(11) 13	(11) 13	(6) 11	3	2	(51) 83	
合計	(0) 5	(90) 150	(269) 414	(406) 697	(581) 991	(814) 1,411	(927) 1,563	(1,123) 1,880	(1,273) 1,981	(1,453) 2,276	(1,632) 2,457	(1,766) 2,567	(1,989) 2,732	(2,026) 2,738	(2,104) 2,790	(2,111) 2,795	(2,261) 2,955	(2,289) 2,937	(2,330) 2,995	(25,444) 36,334
	(0) 3	(78) 116	(234) 343	(367) 610	(516) 862	(725) 1,255	(825) 1,383	(1,022) 1,686	(1,162) 1,770	(1,331) 2,056	(1,505) 2,203	(1,658) 2,339	(1,884) 2,503	(1,916) 2,535	(1,999) 2,579	(2,017) 2,574	(2,159) 2,723	(2,196) 2,718	(2,243) 2,778	(23,837) 33,036

※ ( ) 内は認定専攻科修了見込者等で、内数である。

## (18) 各専攻分野の基礎資格別学位授与者数

専攻分野	基礎資格												
	短大 (2年制) 卒業	短大 (2年制) 卒業+専攻科 修了	短大 (3年制) 卒業	短大 (3年制) 卒業+専攻科 修了	高専 卒業	高専+専攻科 修了	専門学校 (2年制) 修了	専門学校 (3年制) 修了	大学 中退	大学 卒業	大学院 飛び級入学	その他	合 計
文学	38	321	7	0	0	0	1	3	59	22	4	0	455
教育学	21	2,113	3	2	2	0	7	3	32	29	3	2	2,217
神学	0	5	0	0	0	0	0	0	2	4	5	1	17
社会学	17	30	1	20	0	0	0	0	10	3	3	0	84
教養	3	105	2	0	1	0	1	0	14	5	4	0	135
学芸	3	10	0	0	0	0	0	2	4	14	1	0	34
社会科学	4	0	0	0	0	0	0	0	7	7	2	0	20
法学	8	0	0	0	1	0	0	0	44	10	8	1	72
政治学	0	0	0	0	0	0	0	0	7	8	3	0	18
経済学	5	2	1	0	0	0	0	0	35	8	3	0	54
商学	4	45	0	0	0	0	0	0	9	6	2	1	67
経営学	13	65	2	0	3	29	1	0	22	11	6	2	154
理学	6	0	5	0	1	1	2	2	53	29	21	0	120
薬学	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
看護学	11	6	776	1,613	0	0	105	1,102	0	3	0	0	3,616
保健衛生学	8	1	2,573	371	0	0	4	897	6	5	0	0	3,865
鍼灸学	0	0	26	67	0	0	2	22	0	3	0	0	120
口腔保健学	0	0	0	67	0	0	0	4	2	0	0	0	73
栄養学	14	2,167	0	0	0	0	27	1	0	0	0	0	2,209
工学	18	307	1	0	27	14,326	10	1	77	14	68	7	14,856
芸術工学	1	81	1	0	1	288	0	0	2	3	0	0	377
商船学	0	0	0	0	0	76	0	0	0	0	0	0	76
農学	7	108	0	0	0	1	0	0	13	2	1	0	132
水産学	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	4
家政学	4	78	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	84
芸術学	22	4,030	0	1	0	1	11	1	17	6	1	2	4,092
体育学	0	71	2	0	0	0	1	1	8	0	0	0	83
合計	207	9,545	3,400	2,141	36	14,722	173	2,039	428	193	136	16	33,036



## (19) 各年度における短期大学及び高等専門学校の特攻科認定状況

### 1 短期大学専攻科

区 分	認定専攻科数									
	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度
文 学	4 [1]	8 [1]	3 [1]	7 [6]	3 [1]			1	1	
国語国文学	〔 3 1 [1]	〔 2 5 [1] 1	〔 1 1	〔 3 [2] 4 [3] 1 [1]	〔 1 2 [1]			〔 1	〔 1	
英語英文学										
仏語仏文学										
宗 教 学										
教育学	1	5	8 [2]	2 [1]	4 [2]	5 [4]	4 [3]	2 [1]	2 [2]	4 [3]
社会学	3	2 [1]	1	1						
社 会 学	〔 3	〔 1 [1] 1	〔 1	〔 1						
社会福祉学										
教 養		2	1	1 [1]	1 [1]	2 [1]			1 [1]	
経済・商学・経営		1 [1]		2 [1]	1	1 [1]				
看護学	8	9	2	1	2		4	3	3	1
保健衛生学				1	1					1
鍼灸学							1			
口腔保健学										
家政学・栄養学	2	8 [2]	4	7 [4]	8 [5]	4 [2]	4 [1]	4 [3]	1 [1]	2 [1]
工学・芸術工学				3 [3]	1 [1]		1 [1]		2 [2]	
農 学		1					1 [1]			
芸術学	10 [8]	4 [1]	1 [1]	1	3 [2]		4 [4]	1 [1]	6 [3]	
音楽	〔 3 [2] 7 [6]	〔 3 [1] 1	〔 1 1 [1]	〔 1 1	〔 3 [2] 3 [2]		〔 2 [2] 2 [2]	〔 1 [1] 1 [1]	〔 5 [2] 1 [1]	
美術										
体育学				1 [1]						
その他	1									
計	[9] 20校29専攻	[6] 29校40専攻	[4] 15校20専攻	[17] 21校28専攻	[12] 22校24専攻	[8] 12校12専攻	[10] 17校19専攻	[5] 11校11専攻	[9] 10校16専攻	[4] 7校8専攻

### 2 高等専門学校専攻科

区 分	認定専攻科数									
	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度
経済・商学・経営										
工学・芸術工学	5 [5]	8 [8]	8 [8]	7 [7]	11 [11]	7 [7]	8 [8]	7 [7]	17 [17]	12 [12]
商船学										
計	[5] 2校5専攻	[8] 4校8専攻	[8] 3校8専攻	[7] 3校7専攻	[11] 5校11専攻	[7] 3校7専攻	[8] 4校8専攻	[7] 3校7専攻	[17] 7校17専攻	[12] 5校12専攻
総 数	[14] 22校34専攻	[14] 33校48専攻	[12] 18校28専攻	[24] 24校35専攻	[23] 27校35専攻	[15] 15校19専攻	[18] 21校27専攻	[12] 14校18専攻	[26] 17校33専攻	[16] 12校20専攻

区 分	認定専攻科数										H23年度現在 認定専攻科数	
	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度		
文 学		1 [1]					1 [1]				6 [3]	
国語国文学		1 [1]					1 [1]				3 [1]	
英語英文学												2 [1]
仏語仏文学												
宗 教 学												1 [1]
教育学	4 [4]	5 [5]	2 [2]			1 [1]	3 [3]	1 [1]		1 [1]	24 [22]	
社会学		1	1								4 [0]	
社 会 学		1									0 [0]	
社会福祉学				1								4 [0]
教 養		1 [1]									3 [2]	
経済・商学・経営											1 [1]	
看護学	2	2		4	2	2				1	10 [0]	
保健衛生学									2	1	3 [0]	
鍼灸学											0 [0]	
口腔保健学							1	3		1	5 [0]	
家政学・栄養学	2 [2]	2 [2]	1 [1]	1 [1]	2 [2]	1 [1]					15 [11]	
工学・芸術工学		1 [1]		1 [1]							3 [3]	
農 学											0 [0]	
芸術学	1 [1]			1 [1]		2 [2]			1	1	19 [13]	
音楽	1 [1]			1 [1]		1 [1]			1	1	9 [5]	
美術												
体育学											0 [0]	
その他											0 [0]	
計	[7] 8校9専攻	[10] 11校13専攻	[3] 4校4専攻	[3] 6校7専攻	[2] 4校4専攻	[4] 4校6専攻	[4] 5校5専攻	[1] 4校4専攻	[0] 3校3専攻	[1] 5校5専攻	[55] 61校93専攻	

区 分	認定専攻科数										合 計
	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
経済・商学・経営			1 [1]						1 [1]		2 [2]
工学・芸術工学	10 [10]	11 [11]	12 [12]	8 [8]	1 [1]	1 [1]		1 [1]	9 [9]		126 [126]
商船学				5 [5]				1 [1]			5 [5]
計	[10] 4校10専攻	[11] 5校11専攻	[13] 6校13専攻	[13] 8校13専攻	[1] 1校1専攻	[1] 1校1専攻	[0] 0校0専攻	[2] 2校2専攻	[10] 5校10専攻	[0] 0校0専攻	[133] 56校133専攻

総 数	[17] 12校19専攻	[21] 16校24専攻	[16] 10校17専攻	[16] 14校20専攻	[3] 5校5専攻	[5] 5校7専攻	[4] 5校5専攻	[3] 6校6専攻	[10] 8校13専攻	[1] 5校5専攻	[188] 117校226専攻
-----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	----------------	--------------	--------------------

(注1) [ ] 内は、2年制の専攻科で内数

(注2) 「合計」欄の学校数については、実数を記載（同一校において他の専攻科を認定したこと及び専攻科が廃止されたこと等により単純に累計とならない）。

## (20) 大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧

平成23年7月現在

### 1. 短期大学専攻科

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者	認定年月日	摘要
県立新潟女子短期大学	食物栄養専攻	10	2年	公立大学法人新潟県立大学	平成7年4月1日	平成22年4月 募集停止
富山県立大学短期大学部	環境システム工学専攻	8	2年	富山県	平成17年4月1日	平成23年4月 募集停止
島根県立大学短期大学部	地域看護学専攻	30	1年	公立大学法人島根県立大学	平成17年4月1日	(助産学専攻) 平成23年4月 入学定員変更 (15→18)
	助産学専攻	18	1年	公立大学法人島根県立大学	平成17年4月1日	
倉敷市立短期大学	保育臨床専攻	5	2年	倉敷市	平成15年4月1日	
	服飾美術専攻	5	2年	倉敷市	平成15年4月1日	
新見公立短期大学	地域看護学専攻科	15	1年	公立大学法人新見公立大学	平成17年4月1日	
大分県立芸術文化短期大学	音楽専攻	20	2年	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	平成19年4月1日	(音楽専攻) 平成22年4月 入学定員変更 (15→20)
	造形専攻	24	2年	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	平成19年4月1日	(造形専攻) 平成22年4月 募集定員変更 (15→24)
札幌大谷大学短期大学部	保育専攻	10	2年	学校法人札幌大谷学園	平成12年4月1日	平成19年4月 札幌大谷短期大学から札幌大谷大学短期大学部に名称変更
	美術専攻	20	2年	学校法人札幌大谷学園	平成12年4月1日	
札幌国際大学短期大学部	幼児教育専攻	10	2年	学校法人札幌国際大学	平成11年4月1日	
岩手看護短期大学	地域看護学専攻	20	1年	学校法人岩手女子奨学会	平成17年4月1日	
	助産学専攻	15	1年	学校法人岩手女子奨学会	平成18年4月1日	
聖霊女子短期大学	健康栄養専攻	15	2年	学校法人聖霊学園	平成12年4月1日	平成22年4月 入学定員変更 (10→15)
郡山女子大学短期大学部	文化学専攻	20	2年	学校法人郡山開成学園	平成12年4月1日	
水戸短期大学	税経専攻	20	2年	学校法人田中学園	平成9年4月1日	平成23年4月 募集停止
秋草学園短期大学	幼児教育専攻	20	2年	学校法人秋草学園	平成9年4月1日	
国際学院埼玉短期大学	健康栄養専攻	20	2年	学校法人国際学院	平成7年4月1日	平成16年4月 食物栄養専攻から健康栄養専攻に名称変更
	幼児保育専攻	20	2年	学校法人国際学院	平成8年4月1日	平成16年4月 幼児教育専攻から幼児保育専攻に名称変更
聖徳大学短期大学部	保育専攻	45	2年	学校法人東京聖徳学園	平成6年4月1日	(保育専攻(第一部)) 平成4年4月1日 修業年限1年で認定
	医療保育専攻	20	1年	学校法人東京聖徳学園	平成13年4月1日	
	介護福祉専攻	25	1年	学校法人東京聖徳学園	平成4年4月1日	(介護福祉専攻) 平成19年4月 福祉専攻から名称変更
	服飾文化専攻	10	2年	学校法人東京聖徳学園	平成5年4月1日	
	通信教育部保育専攻	50	2年	学校法人東京聖徳学園	平成6年4月1日	
日本歯科大学東京短期大学	歯科衛生学専攻	10	1年	学校法人日本歯科大学	平成21年4月1日	
青山学院女子短期大学	国文専攻	40	1年	学校法人青山学院	平成8年4月1日	
	教養専攻	30	1年	学校法人青山学院	平成9年4月1日	

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者	認定年月日	摘要
昭和女子大学短期大学部	国語国文学専攻	10	1年	学校法人昭和女子大学	平成12年4月1日	
	英語英文学専攻	20	1年	学校法人昭和女子大学	平成6年4月1日	
	生活文化学専攻	10	1年	学校法人昭和女子大学	平成9年4月1日	
女子美術大学短期大学部	造形専攻	50	1年	学校法人女子美術大学	平成8年4月1日	平成10年4月 入学定員変更(45→75) 平成13年4月 女子美術短期大学から女子美術大学短期大学部に名称変更 平成14年4月 入学定員変更(75→50)
山野美容芸術短期大学	社会福祉専攻	20	1年	学校法人山野学苑	平成16年4月1日	
	芸術専攻	40	2年	学校法人山野学苑	平成17年4月1日	
鶴見大学短期大学部	保育専攻	20	1年	学校法人総持学園	平成7年4月1日	平成11年4月 鶴見大学女子短期大学部から鶴見大学短期大学部に名称変更
横浜美術短期大学	造形美術専攻	60	2年	学校法人トキワ松学園	平成8年4月1日	平成16年4月 入学定員変更(45→60) 平成22年4月 募集停止
日本歯科大学新潟短期大学	歯科衛生学専攻	10	1年	学校法人日本歯科大学	平成23年4月1日	
明倫短期大学	口腔保健衛生学専攻	10	1年	学校法人明倫学園	平成21年4月1日	
富山短期大学	食物栄養専攻	15	2年	学校法人富山国際学園	平成17年4月1日	
金沢学院短期大学	食物栄養専攻	15	2年	学校法人金沢学院	平成18年4月1日	
仁愛女子短期大学	音楽専攻	10	2年	学校法人福井仁愛学園	平成10年4月1日	
山梨学院短期大学	保育専攻	15	2年	学校法人山梨学院	平成14年4月1日	
飯田女子短期大学	地域看護学専攻	15	1年	学校法人高松学園	平成15年4月1日	
	助産学専攻	5	1年	学校法人高松学園	平成15年4月1日	
	養護教育専攻	10	2年	学校法人高松学園	平成20年4月1日	
	幼児教育専攻	10	2年	学校法人高松学園	平成21年4月1日	
常葉学園短期大学	国語国文専攻	20	2年	学校法人常葉学園	平成7年4月1日	(保育専攻) 平成5年4月1日 修業年限1年で認定
	音楽専攻	20	2年	学校法人常葉学園	平成5年4月1日	
	保育専攻	20	2年	学校法人常葉学園	平成9年4月1日	
日本大学短期大学部	食物栄養専攻	20	2年	学校法人日本大学	平成11年4月1日	
愛知医療学院短期大学	リハビリテーション科学専攻	20	1年	学校法人佑愛学園	平成22年4月1日	
愛知学院大学短期大学部	口腔保健学専攻	10	1年	学校法人愛知学院	平成21年4月1日	
名古屋女子大学短期大学部	生活学専攻	20	1年	学校法人越原学園	平成5年4月1日	平成19年4月 学校法人名古屋女子大学から名古屋女子大学短期大学部に名称変更
名古屋短期大学	保育専攻	20	2年	学校法人桜花学園	平成8年4月1日	(保育専攻) 平成6年4月1日 修業年限1年で認定 平成21年4月 入学定員変更(10→20)
	英語専攻	7	2年	学校法人桜花学園	平成20年4月1日	

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者	認定年月日	摘要
名古屋柳城短期大学	保育専攻	15	2年	学校法人柳城学院	平成9年4月1日	
鈴鹿短期大学	健康生活学専攻	5	2年	学校法人享栄学園	平成23年4月1日	
京都嵯峨芸術大学短期大学部	デザイン専攻	18	2年	学校法人大覚寺学園	平成4年4月1日	平成13年4月 嵯峨美術短期大学から京都嵯峨芸術大学短期大学部に名称変更(デザイン専攻) 平成7年4月 入学定員変更(15→20) 平成23年4月 入学定員変更(20→18)
	美術専攻	12	2年	学校法人大覚寺学園	平成4年4月1日	(美術専攻) 平成7年4月 入学定員変更(15→30) 平成23年4月 入学定員変更(30→12)
京都聖母女学院短期大学	児童教育専攻	30	2年	学校法人聖母女学院	平成9年4月1日	平成5年4月1日 修業年限1年で認定 平成18年4月 入学定員変更(10→20) 平成20年4月 入学定員変更(20→30) 平成23年4月 聖母女学院短期大学から京都聖母女学院短期大学に名称変更
大阪音楽大学短期大学部	音楽専攻	15	1年	学校法人大阪音楽大学	平成23年4月1日	(作曲専攻, 声楽専攻, 器楽専攻) 平成23年4月 募集停止
	作曲専攻	2	1年	学校法人大阪音楽大学	平成12年4月1日	
	声楽専攻	5	1年	学校法人大阪音楽大学	平成12年4月1日	
	器楽専攻	8	1年	学校法人大阪音楽大学	平成12年4月1日	
大阪キリスト教短期大学	神学専攻	5	2年	学校法人大阪キリスト教学院	平成4年4月1日	
大阪城南女子短期大学	福祉専攻	60	1年	学校法人城南学園	平成7年4月1日	平成9年4月 入学定員変更(30→60)
産業技術短期大学	生産工学専攻	15	2年	学校法人鉄鋼学園	平成12年4月1日	
	電気・情報工学専攻	15	2年	学校法人鉄鋼学園	平成12年4月1日	
夙川学院短期大学	美術・デザイン専攻	25	2年	学校法人夙川学院	平成11年4月1日	平成23年4月 募集停止
頌栄短期大学	保育専攻	20	2年	学校法人頌栄保育学院	平成12年4月1日	平成6年4月 修業年限1年で認定
兵庫大学短期大学部	保育専攻	40	2年	学校法人睦学園	平成15年4月1日	平成10年4月 兵庫女子短期大学から兵庫大学短期大学部に名称変更
湊川短期大学	幼児教育専攻	20	2年	学校法人湊川相野学園	平成16年4月1日	
	健康教育専攻	10	2年	学校法人湊川相野学園	平成19年4月1日	
奈良芸術短期大学	美術専攻	20	2年	学校法人聖心学園	平成8年4月1日	
白鳳女子短期大学	地域看護学専攻	40	1年	学校法人西大和学園	平成19年4月1日	(助産学専攻) 平成21年4月 入学定員変更(15→25) 平成22年4月 入学定員変更(25→35)
	助産学専攻	35	1年	学校法人西大和学園	平成19年4月1日	
	リハビリテーション学専攻	30	1年	学校法人西大和学園	平成23年4月1日	
鳥取短期大学	食物栄養専攻	10	1年	学校法人藤田学院	平成10年4月1日	平成13年4月 鳥取女子短期大学から鳥取短期大学に名称変更
	国際文化専攻	10	2年	学校法人藤田学院	平成15年4月1日	

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者	認定年月日	摘要
中国短期大学	音楽専攻	20	2年	学校法人中国学園	平成10年4月1日	平成23年4月 募集停止
鈴峯女子短期大学	栄養専攻	10	2年	学校法人鈴峯学園	平成14年4月1日	
比治山大学短期大学部	栄養専攻	8	2年	学校法人比治山学園	平成19年4月1日	
	美術専攻	15	1年	学校法人比治山学園	平成22年4月1日	
広島文化学園短期大学	栄養専攻	5	2年	学校法人広島文化学園	平成11年4月1日	平成7年4月 修業年限1年で認定 平成11年4月 広島文化女子短期大学から広島文化短期大学に名称変更 平成21年4月 広島文化短期大学から広島文化学園短期大学に名称変更
高知学園短期大学	応用生命科学専攻	10	1年	学校法人高知学園	平成13年4月1日	
	地域看護学専攻	20	1年	学校法人高知学園	平成23年4月1日	
九州女子短期大学	養護教育学専攻	20	2年	学校法人福原学園	平成15年4月1日	
福岡医療短期大学	口腔保健衛生学専攻	20	1年	学校法人福岡歯科学園	平成20年4月1日	平成21年4月 歯科衛生学専攻から口腔保健衛生学に名称変更 平成22年4月 入学定員変更(10→20)
長崎短期大学	保育専攻	10	2年	学校法人九州文化学園	平成20年4月1日	
別府大学短期大学部	福祉専攻	35	1年	学校法人別府大学	平成5年4月1日	(福祉専攻) 平成20年4月 入学定員変更(25→35)
	初等教育専攻	10	2年	学校法人別府大学	平成10年4月1日	
鹿児島女子短期大学	食物栄養専攻	10	1年	学校法人志学館学園	平成8年4月1日	
鹿児島国際大学短期大学部	音楽演奏専攻	5	2年	学校法人津曲学園	平成12年4月1日	
61校 93専攻		1,720				

## 2. 高等専門学校専攻科

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者	認定年月日	摘要
函館工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成16年4月1日	
	環境システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成16年4月1日	
苫小牧工業高等専門学校	電子・生産システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成15年4月1日	
	環境システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成15年4月1日	
釧路工業高等専門学校	建設・生産システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成16年4月1日	
	電子情報システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成16年4月1日	
旭川工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成11年4月1日	
	応用化学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成11年4月1日	
八戸工業高等専門学校	機械・電気システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成14年4月1日	
	物質工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成14年4月1日	
	建設環境工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成14年4月1日	
一関工業高等専門学校	生産工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成13年4月1日	
	物質化学工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成13年4月1日	
仙台高等専門学校	生産システムデザイン工学専攻	40	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成22年4月1日	平成21年10月 宮城工業高等専門学校及び仙台電波工業高等専門学校を統合
	情報電子システム工学専攻	30	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成22年4月1日	(情報システム工学専攻) 平成21年10月 募集停止
	情報システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成5年4月1日	
秋田工業高等専門学校	生産システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成6年4月1日	
	環境システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成6年4月1日	
鶴岡工業高等専門学校	機械電気システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成15年4月1日	
	物質工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成15年4月1日	

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者	認定年月日	摘要
福島工業高等専門学校	機械・電気システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成16年4月1日	
	物質・環境システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成16年4月1日	
	ビジネスコミュニケーション学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成16年4月1日	
茨城工業高等専門学校	機械・電子制御工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成13年4月1日	(機械・電子制御工学専攻) 平成19年4月 募集停止
	産業技術システムデザイン工学専攻	20	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成19年4月1日	
小山工業高等専門学校	複合工学専攻	20	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成22年4月1日	
群馬工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成7年4月1日	
	環境工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成7年4月1日	
木更津工業高等専門学校	機械・電子システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成13年4月1日	
	制御・情報システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成13年4月1日	
	環境建設工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成13年4月1日	
東京工業高等専門学校	機械情報システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成15年4月1日	
	電気電子工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成15年4月1日	
	物質工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成15年4月1日	
長岡工業高等専門学校	電子機械システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成12年4月1日	
	物質工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成12年4月1日	
	環境都市工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成12年4月1日	
富山高等専門学校	エコデザイン工学専攻	24	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成22年4月1日	平成21年10月 富山工業高等専門学校及び富山商船高等専門学校を統合  (機械・電気システム工学専攻、機能材料工学専攻) 平成21年10月 募集停止
	制御情報システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成22年4月1日	
	国際ビジネス学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成22年4月1日	
	海事システム工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成21年4月1日	
	機械・電気システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成5年4月1日	
	機能材料工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成5年4月1日	



専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者	認定年月日	摘要
石川工業高等専門学校	電子機械工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成12年4月1日	
	環境建設工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成12年4月1日	
福井工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成10年4月1日	
	環境システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成10年4月1日	
長野工業高等専門学校	生産環境システム専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成15年4月1日	
	電気情報システム専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成15年4月1日	
岐阜工業高等専門学校	電子システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成7年4月1日	
	建設工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成7年4月1日	
沼津工業高等専門学校	機械・電気システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成8年4月1日	
	制御・情報システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成8年4月1日	
	応用物質工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成8年4月1日	
豊田工業高等専門学校	電子機械工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成6年4月1日	
	建設工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成6年4月1日	
	情報科学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成6年4月1日	
鈴鹿工業高等専門学校	電子機械工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成5年4月1日	
	応用物質工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成5年4月1日	
鳥羽商船高等専門学校	海事システム工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成17年4月1日	
	生産システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成17年4月1日	
舞鶴工業高等専門学校	電気・制御システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成12年4月1日	
	建設・生産システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成12年4月1日	
明石工業高等専門学校	機械・電子システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成8年4月1日	
	建築・都市システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成8年4月1日	

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者	認定年月日	摘要
奈良工業高等専門学校	機械制御工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成4年4月1日	
	電子情報工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成4年4月1日	
	化学工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成4年4月1日	
和歌山工業高等専門学校	メカトロニクス工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成14年4月1日	
	エコシステム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成14年4月1日	
米子工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成16年4月1日	
	物質工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成16年4月1日	
	建築学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成16年4月1日	
松江工業高等専門学校	生産・建設システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成14年4月1日	
	電子情報システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成14年4月1日	
津山工業高等専門学校	機械・制御システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成9年4月1日	
	電子・情報システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成9年4月1日	
呉工業高等専門学校	機械電気工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成10年4月1日	
	建設工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成10年4月1日	
広島商船高等専門学校	海事システム工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成17年4月1日	
	産業システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成17年4月1日	
徳山工業高等専門学校	機械制御工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成7年4月1日	
	情報電子工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成7年4月1日	
	環境建設工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成7年4月1日	
宇部工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成9年4月1日	
	物質工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成9年4月1日	
	経営情報工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成17年4月1日	

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者	認定年月日	摘要
大島商船高等専門学校	海洋交通システム学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成17年4月1日	
	電子・情報システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成17年4月1日	
阿南工業高等専門学校	構造設計工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成8年4月1日	
	電気・制御システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成8年4月1日	
香川高等専門学校	創造工学専攻	24	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成22年4月1日	平成21年10月 高松工業高等専門学校及び詫間電波工業高等専門学校を統合
	電子情報通信工学専攻	18	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成22年4月1日	
新居浜工業高等専門学校	生産工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成4年4月1日	(生産工学専攻) 平成16年4月 入学定員変更(12→8)
	電子工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成4年4月1日	
	生物応用化学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成16年4月1日	
弓削商船高等専門学校	海上輸送システム工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成17年4月1日	
	生産システム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成17年4月1日	
高知工業高等専門学校	機械・電気工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成12年4月1日	
	物質工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成12年4月1日	
	建設工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成12年4月1日	
久留米工業高等専門学校	機械・電気システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成5年4月1日	
	物質工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成5年4月1日	
有明工業高等専門学校	生産情報システム工学専攻	12	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成13年4月1日	
	応用物質工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成13年4月1日	
	建築学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成13年4月1日	
北九州工業高等専門学校	生産工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成8年4月1日	(物質化学工学専攻) 平成16年4月 化学工学専攻から名称変更
	制御工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成8年4月1日	
	物質化学工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門学校機構	平成8年4月1日	

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者	認定年月日	摘要
佐世保工業高等専門学校	機械工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成9年4月1日	
	電気電子工学 専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成9年4月1日	
	物質工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成9年4月1日	
熊本高等専門学校	電子情報シス テム工学専攻	24	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成22年4月1日	平成21年10月 熊本電波工業高 等専門学校及び八代工業高等 専門学校を統合  (生産情報工学専攻) 平成21年10月 募集停止
	生産システム 工学専攻	24	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成22年4月1日	
	生産情報工学 専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成6年4月1日	
大分工業高等専門学校	機械・環境シ ステム工学専 攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成15年4月1日	
	電気電子情報 工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成15年4月1日	
都城工業高等専門学校	機械電気工学 専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成14年4月1日	
	物質工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成14年4月1日	
	建築学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成14年4月1日	
鹿兒島工業高等専門学校	機械・電子シ ステム工学専 攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成12年4月1日	
	電気情報シス テム工学専攻	8	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成12年4月1日	
	土木工学専攻	4	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成12年4月1日	
沖縄工業高等専門学校	創造システム 工学専攻	24	2年	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	平成21年4月1日	
東京都立産業技術高等専門学校	創造工学専攻	32	2年	公立大学法人 首都大学東京	平成18年4月1日	
大阪府立大学工業高等専門学校	総合工学シス テム専攻	20	2年	公立大学法人 大阪府立大学	平成17年4月1日	
神戸市立工業高等専門学校	機械システム 工学専攻	8	2年	神戸市	平成12年4月1日	
	電気電子工学 専攻	8	2年	神戸市	平成10年4月1日	
	応用化学専攻	4	2年	神戸市	平成10年4月1日	
	都市工学専攻	4	2年	神戸市	平成12年4月1日	
サレジオ工業高等専門学校	生産システム 工学専攻	14	2年	学校法人育英 学院	平成13年4月1日	平成17年4月 育英工業高等専 門学校からサレジオ工業高等専 門学校に名称変更
近畿大学工業高等専門学校	生産システム 工学専攻	18	2年	学校法人近畿 大学	平成17年4月1日	
56校 132専攻		1,192				

## (21) 大学評価・学位授与機構認定課程（各省庁大学校修了者）及び学位授与者数一覧

### (1) 大学の学部に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	学士の学位取得者数																				合計
		平3	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	
防衛大学校本科	4年	358	388	343	361	393	415	417	431	389	357	367	401	439	337	380	421	424	445	375	409	7,850
防衛医科大学校医学教育部医学科	6年	68	70	64	64	61	61	66	67	68	53	62	50	65	54	46	58	59	62	63	67	1,228
独立行政法人水産大学校本科	4年	154	185	161	187	175	152	169	180	158	160	149	168	184	184	197	169	181	197	206	169	3,485
海上保安大学校本科	4年	39	45	41	40	37	40	45	42	42	39	38	20	44	40	41	33	42	31	38	35	772
気象大学校大学部	4年	11	14	16	15	12	14	13	14	13	17	11	14	13	16	9	15	17	13	10	15	272
職業能力開発総合大学校長課程	4年	209	171	221	221	256	263	217	208	207	190	210	235	206	206	212	234	193	209	217	194	4,279
国立看護大学校看護学部看護学科	4年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	100	94	102	86	98	89	658
合計		839	873	846	888	934	945	927	942	877	816	837	888	951	926	985	1,024	1,018	1,043	1,007	978	18,544

※申請：3月，学位授与：3月

### (2) 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	修士の学位取得者数																				合計
		平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22		
防衛大学校理工学研究科(前期課程)	2年	65	62	66	70	75	61	65	65	64	65	64	63	61	54	59	60	61	63 (1)	55 (2)	1,143 (3)	
防衛大学校総合安全保障研究科(前期課程)	2年	-	-	-	-	-	-	-	21	19	17	17	16	15	20	12	15	18	36 (16)	10 (7)	206 (23)	
職業能力開発総合大学校研究課程	2年	16	13	20	20	25	28	17	21	21	21	26	28	30	28	27	20	42 (19)	20 (18)	14 (14)	423 (51)	
独立行政法人水産大学校水産学研究科	2年	-	-	-	-	8	10	8	13	7	11	8	5	11	8	11	15 (5)	16 (5)	10 (4)	20 (5)	141 (19)	
国立看護大学校研究課程部看護学研究科	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19 (7)	6 (4)	8 (5)	7 (4)	33 (20)	
合計		81	75	86	90	108	99	90	120	111	114	115	112	117	110	109	129 (12)	143 (28)	137 (44)	106 (32)	2,052 (116)	

※申請：前年度3月～4月，学位授与：9月 見込み申請：12月，学位授与：3月

( ) 内は修了見込み申請で内数

### (3) 大学院の博士課程に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	博士の学位取得者数																				合計
		平3	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4年	10	13	13	14	14	15	16	17	20	20	19	16	21	19	23	21	17	18	16	23	345
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	3年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	6	1	1	10	5	33	
防衛大学校総合安全保障研究科(後期課程)	3年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計		10	13	13	14	14	15	16	17	20	20	19	16	21	24	28	27	18	19	26	28	378

※防衛医科大学校 申請：9月～10月，学位授与：1月～3月

※防衛大学校 申請：前年度3月，学位授与：9月